

投資信託説明書 (目論見書) 2008.12





投資信託説明書 (交付目論見書) 2008.12



- 1.「りそな・SG レディース バランスファンド」の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成20年5月29日に関東財務局長に提出しており、平成20年6月14日にその届出の効力が生じております。また、金融商品取引法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成20年12月15日に関東財務局長に提出しております。
- 2.この投資信託説明書(交付目論見書)は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付される目論見書です。
- 3.投資信託説明書(請求目論見書)は投資家の請求により交付されます。なお、請求目論見書をご請求された場合は、投資家の皆様ご自身でその旨を記録されるようお願いいたします。
- 4.「りそな・SG レディース バランスファンド」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

下記の事項は、この「りそな・SG レディース バランスファンド」(以下「ファンド」という。)をお申込みされるご投資家の皆様にあらかじめ、ご確認いただきたい重要な事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の事項および投資信託説明書(交付目論 見書)の内容を十分にお読み〈ださい。

記

ファンドにかかるリスクについて

ファンドは、主に外国債券および国内株式等を実質的な投資対象としますので、組入有価証券の価格の下落や、組入有価証券の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、ご投資家の皆様の投資元本は保証されているものではな く、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあ ります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属し ます。

ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「価格変動リスク」や「信用リスク」などがあります。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「第二部 ファンド情報 3 投資リスク」をご覧ください。

ファンドにかかる手数料等について

<直接ご負担いただく費用>

申込手数料

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社が独自に定める率を乗じて得た額とします。なお、この申込手数料率は、本書作成日現在、2.10%(税抜き 2.00%)が上限となっております。

詳しくは販売会社もしくは申込手数料を記載した書面にてご確認ください。

換金(解約)手数料

ファンドには換金(解約)手数料はありません。

信託財産留保額

ございません。

<間接的にご負担いただく費用>

信託報酬

ファンドの純資産総額に年率1.344%(税抜き 年1.280%)の率を乗じて得た額とします。

その他の費用

- ·監査報酬
- ・組入有価証券売買時の売買委託手数料
- ・資産を外国で保管する場合の費用 等

上記その他費用は、ファンドより実費として間接的にご負担いただきます。

これらの費用につきましては、事前に計算できないことから、実際にご 負担いただく費用の金額や合計額、それぞれの上限額および計算方 法は記載しておりません。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「第二部 ファンド情報4手数料等及び税金」をご覧ください。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社



有価証券届出書の表紙記載項目

| 有価証券届出書提出日 | 平成20年5月29日 |
|------------|-------------------------|
| 発 行 者 名 | ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 |
| 代表者の役職氏名 | 代表取締役社長 出川 昌人 |
| 本店の所在の場所 | 東京都中央区日本橋兜町5番1号 |

届出の対象とした募集

| 募集内国投資信託受益証券に 係るファンドの名称 | りそな・SG レディース バランスファンド (愛称:「Love Me! (ラブ・ミー!)」) |
|----------------------------|---|
| 募集内国投資信託受益証券 の金額 | 継続募集額:上限3,000億円 |
| 有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 | 該当事項はありません |

目次

| 投資信息 | 託説明書の概要 | ••••• | 巻頭 |
|------------|-----------------|---|----|
| 第一部 | 証券情報 | • | 1 |
| 第二部 | ファンド情報 | ••••• | 5 |
| 第1 | ファンドの状況 | • | 5 |
| 1 | ファンドの性格 | • | 5 |
| 2 | 投資方針 | • | 11 |
| 3 | 投資リスク | • | 24 |
| 4 | 手数料等及び税金 | • | 27 |
| 5 | 運用状況 | • | 31 |
| 6 | 手続等の概要 | • | 38 |
| 7 | 管理及び運営の概要 | • | 40 |
| 第 2 | 財務ハイライト情報 | ••••• | 44 |
| 第 3 | 内国投資信託受益証券事務の概要 | ••••• | 48 |
| 第 4 | ファンドの詳細情報の項目 | ••••• | 49 |
| 約款 | | ••••• | 巻末 |



投資信託説明書(交付目論見書)の概要

投資信託説明書(交付目論見書)の内容を「目論見書の概要」としてまとめております。

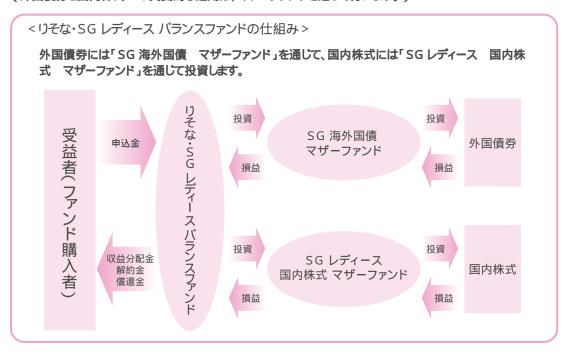
ご投資家の皆様におかれましては、本概要を参考に本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスクを十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

りそな・SG レディース バランスファンド(愛称:「Love Me! (ラブ・ミー!)」)

| 商品分類 | 追加型株式投資信託 / パランス型 |
|-----------|---|
| 運用の基本方針 | 外国債券および国内株式に分散投資を行い、インカムゲインを中心に安定した収益の確保と、中長期的な信託財産の成長を目指します。 |
| 主要投資対象 | 「SG 海外国債 マザーファンド」および「SG レディース 国内株式 マザーファンド」を主要投資対象とします。 |
| ファンドのリスク | ファンドは「SG 海外国債 マザーファンド」および「SG レディース 国内株式 マザーファンド」を通して、株式などの値動きのある有価証券(外国証券には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本が保証されているものではありません。 |
| 信託期間 | 2005年3月18日から2015年3月16日まで |
| 決 算 日 | 原則毎月15日に決算を行います。当該日が日本の休業日の場合は翌営業日とします。 |
| 分 配 方 針 | 原則として、決算時に基準価額水準等を勘案して収益の分配を行う方針です。 |
| お 申 込 日 | 原則として毎営業日(午後3時まで、わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前11時まで。)、取得のお申込みができます。ただし、ニューヨークもしくはパリの銀行休業日の場合は、取得のお申込みの取扱いをいたしません。 |
| お 申 込 価 額 | お申込日受付日の翌営業日の基準価額とします。 |
| お申込単位 | 自動けいぞく投資コース / 一般コース 一口単位、一円単位をもって販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。 |
| お申込手数料率 | 販売会社が独自に定める料率とします。 なお、本書作成日現在、このお申込手数料率は2.10%(税抜き2.00%)が上限となっております。 |
| ご解約(換金) | ・原則として毎営業日(午後3時まで、わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前11時まで。)にご解約のお申込みができます。ただし、ニューヨークもしくはパリの銀行休業日の場合は、ご解約のお申込みの取扱いをいたしません。 ・解約金の支払いは、ご解約のお申込受付日から原則として5営業日目以降となります。 |
| ご解約価額 | ご解約お申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 |
| 信託財産留保金 | ありません |
| 信 託 報 酬 | 純資産総額に対して年率1.344%(税抜き年1.280%) を乗じて得た額とします。 信託報酬の内訳につきましては、投資信託説明書(目論見書)本文をご覧ください。 |
| 委 託 会 社 | ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 |
| 受 託 会 社 | りそな信託銀行株式会社 |
| | |

ファンドの特色

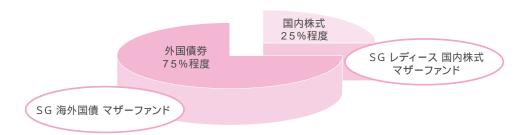
- 1. 外国債券と国内株式の2つの資産に分散して投資を行い、インカムゲイン(債券のクーポンによる利息収入)を中心に安定した収益の確保と、中長期にわたってファンドの資産の成長を目指します。
 - ▶ ファミリーファンド方式で運用を行います。 (外国債券と国内株式への実質的な運用は、マザーファンドを通じて行います。)



2. 外国債券(「SG 海外国債 マザーファンド」)への投資は75%程度、国内株式(「SG レディース国内株式 マザーファンド」)への投資は25%程度を基本とします。

ただし、大量の取得・解約申込みが発生したとき、償還の準備に入ったときならびにファンドの資産の規模等によっては、上記の資産配分ができないことがあります。

原則として、実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。



- 3. 毎月決算を行い、外国債券からのクーポン収益等を中心に原則として毎月分配します。 また、国内株式の配当と値上がり益から原則として年に1回のボーナス分配を目指します。
 - → 分配金は、金利や為替、株価などの影響を受けて変動します。また、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
 - ▶ 基準価額が下落した場合、分配対象額が少額の場合には、ボーナス分配できない場合もあります。

収益分配のイメージ

原則毎月15日に決算を行い、株式の配当等収益を中心に安定的に分配を行うことを目指します。また、12月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、毎月の分配額のほかに、主に株式の値上り益からボーナス分配を行う場合があります。

上図は収益分配のイメージであり、将来の分配金支払いをお約束するものではありません。また、分配金額は委託会社が収益分配方針に基づき、基準価額水準、市況動向を勘案し決定いたします。分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合もあります。

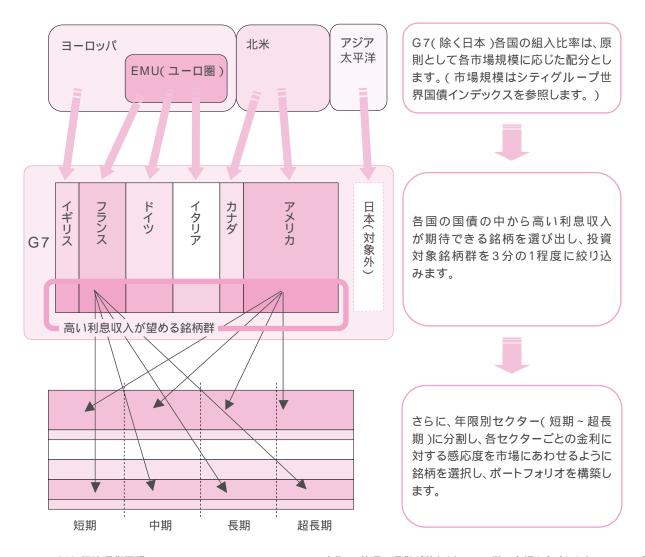
参考情報

外国債券の運用

「SG 海外国債 マザーファンド」の投資方針

- ◆ 主として、日本を除くG7(アメリカ・カナダ・ドイツ・フランス・イタリア・イギリス)各国の政府または政府機関等が発行する債券(ソブリン債)に投資し、インカムゲイン(債券のケーポンによる利息収入)を中心に安定した収益の確保を目指します。ただし、金利環境等によっては、G7各国以外のOECD加盟国が発行するソブリン債(原則としてAA格相当以上)に投資することもあります。
- ◆ 原則として、為替ヘッジを行いません。

ただし、大量の取得・解約申込みが発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびにファンドの資産の規模等によっては、上記の運用が行われないことがあります。



EMUとは、経済通貨同盟(Economic and Monetary Union)の略称で、共通の通貨が導入されている単一市場を意味します。ヨーロッパでは、欧州連合(EU)が加盟国間の通貨統合を目標とし、単一通貨ユーロを導入しています。ユーロ圏とは、ユーロを通貨として採用しているEU加盟国を指します。

国内株式の運用

「SG レディース 国内株式 マザーファンド」の投資方針

- ◆ 主として、日本の金融商品取引所に上場している企業のうち、女性に企業ブランド価値が認知、評価されている企業に投資します。
- ◆ 組入銘柄は原則として上場銘柄の中から調査会社が行う企業認知度調査の結果を基に選定する銘柄とします。
- ◆ 企業ブランド認知度調査を行い、全銘柄をランキングします。企業ブランド認知度調査については、外部 の調査機関へ委託します。
- ◆委託会社が信用リスクの高い銘柄を排除します。
- ◆ 原則として上位50銘柄を投資対象とします。

ただし、大量の取得・解約申込みが発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびにファンドの資産の規模等によっては、上記の運用が行われないことがあります。

ファンドのリスク

りそな・SG レディース バランスファンドは、主として「SG 海外国債 マザーファンド」「SG レディース 国内株式 マザーファンド」への投資を通じて、実質的に外貨建資産である外国債券、国内株式など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは、金融機関の預金 と異なり、投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。すなわち、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。このように信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

預金保険で保護される預金は、保護対象預金のみでかつ定額保護となります。

ファンドの主なリスクは次のとおりです。主に、株式、債券に投資するリスクは および 、外貨建資産に投資するリスクは 、マザーファンドを通して運用するファミリーファンド方式の影響は となります。

なお、これらはすべてのリスクを網羅したものではなく、記載以外のリスクも存在します。

価格変動リスク

債券の価格は金利が低下した場合には上昇する傾向にありますが、金利上昇局面では下落することが多く、その影響を受けファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

また、株式は、国内および国際的は政治・経済情勢の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

信用リスク

債券を発行する国・政府機関等の財務状況悪化などにより、利息または償還金の支払が遅延または 履行されないことがあります。また、株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化などにより、株価が 大幅に下落することがあります。これらの影響を受けファンドの基準価額が下がる要因となります。 したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

為替変動リスク

外国債券など外貨建資産は、為替レートの変動により当該外貨建資産の円換算価格が変動します。当該外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、当該資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。

したがって、購入金額を下回り、損失を生じることがあります。

また、「SG 海外国債マザーファンド」においては、外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジを原則として行いません。そのため外貨建資産は為替レートの変動の影響を直接受けます。

ファミリーファンド方式による影響

ファミリーファンド方式では、複数のベビーファンドが同一マザーファンドに投資する可能性があるため、 当ファンドが他のベビーファンドによる設定・解約の影響を受け、基準価額が変動する場合があります。

投資信託と預貯金者・投資者等保護制度との関係について

投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資家保護基金の保護の対象とはなりません。

ご投資の流れ



- *1 ただし、ニューヨークもしくはパリの銀行休業日の場合、取得およびご解約のお申込みの受付けは行いません。また、受付時間は、午後3時まで、わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前11時までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。
- *2 分配金は、金利や為替、株価などの影響を受けて変動します。また、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。12 月の決算では、ボーナス分配を目指しますが、基準価額が下落した場合、分配対象額が少額の場合には、ボーナス分配できない場合もあります。

ご投資に当たって

お申込みは、販売会社で承ります。

お申込日

原則として販売会社の営業日にお申込みいただけます。 ただし、ニューヨークもしくはパリの銀行休業日の場合は、取得のお申込みの取扱いをいたしません。

お申込時間

お申込の受付けは、午後3時まで、わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前11時までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付けとします。

お申込手続き

分配金の受取方法の違いにより「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」があります。 ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

◆「自動けいぞく投資コース」とは、分配金を税引き後、手数料なしで自動的に再投資するコースのことをいいます。ただし、販売会社等によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに分配金を受け取ることを選択することもできます。

「自動けいぞく投資コース」を選択される場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。

販売会社により、「投資信託定時定額購入プラン」等を取扱う場合があります。ご利用にあたっては、販売会社で自動けいぞく投資コースをお申込みのうえ、定時定額購入サービス等に関する契約が必要となります。また販売会社によっては、「定期引出」を選択することもできます。なお、取得申込みコースの取扱いは販売会社によって異なる場合があります。

また、販売会社との各契約または規定については、同様の権利義務を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

◆「一般コース」とは、収益分配時に分配金を受け取るコースのことをいいます。

お申込単位

自動けいぞく投資コース / 一般コース

一口単位、一円単位をもって販売会社が定める単位とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

お申込価額

お申込受付日の翌営業日の基準価額でのお買付けになります。

お申込手数料

お申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。なお、本書作成日現在、この申込手数料率の上限は2.10%(税抜き2.00%)となっております。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

収益分配金について

毎決算時(原則として毎月15日)に、原則として次の通り収益分配を行う方針です。

収益分配方針

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等とし、 委託会社が基準価額水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、分配対象 額が少額の場合は分配を行わないこともあります。

受取り方法

収益分配金の受取り方法は、次の2種類があります。

<自動けいぞく投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いたあと無手数料で自動的に再投資されます。(ただし、販売会社によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに分配金を受取ることを選択することもできます。収益分配金をお支払いする場合は、原則として決算日から起算して5営業日目までに、お申込みの販売会社においてお支払いを開始いたします。)

<一般コースの場合>

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までに、お申込みの販売 会社においてお支払いを開始いたします。

収益の留保額

収益分配金にあてずに信託財産に留保した収益については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

ご解約(換金)に当たって

ご解約申込日

原則として販売会社の営業日にお申し込みいただけます。 ただし、 ニューヨークもしくはパリの銀行休業日の場合は、 ご解約のお申込みの取扱いをいたしません。

ご解約申込時間

お申込みの受付けは、販売会社所定の時限までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。

ご解約手続き

取得のお申込みを行った販売会社で受け付けます。ただし、お申込コースによってご解約の手続きが異なります。

詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ご解约单位

自動けいぞく投資コース / 一般コース 販売会社が定める単位とします。 詳しくは販売会社にお問い合わせください。

ご解約時の価額

ご解約のお申込受付日の翌営業日の基準価額でのご解約になります。

ご解約時の手数料

ご解約時の手数料および信託財産留保金は、ございません。

ご 解 約 金

ご解約お申込受付日から起算して、原則として5営業日よりお支払いいたします。

買取請求によるご解約(換金)のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

費用および税金

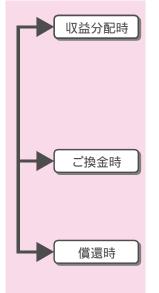
取得時の申込時にお支払頂く金額

取得申込総金額をお支払いただきます。取得申込総金額とはファンドの取得金額にお申込手数料を加算した金額をいいます。お申込手数料率は、お申込金額・お申込コースや、販売会社によって異なります。



お申込手数料率が2.1%の場合にファンドを100 万円分取得する際の計算例

ファンドの取得金額 お申込手数料 取得申込総金額 1,000,000円 + 21,000円 = 1,021,000円 ファンド取得後、ご解約(ご換金)いただくまでにかかる費用および税金(個人の受益者の場合) <平成21年1月1日以降の税制については、第二部ファンド情報4手数料等及び税金をお読み下さい。>



収益分配時にかかる税金

決算日ごとに委託会社が決定した収益分配金をお支払いいたします (ただし、分配対象収益が少額の場合は分配を行わないこともあります。)。 収益分配金には普通分配金と特別分配金 があり、普通分配金に対しては、その都度10%(所得税7%および地方税3%)の税率で源泉徴収されます。 特別分配金には課税されません。

ご換金時にかかる費用および税金

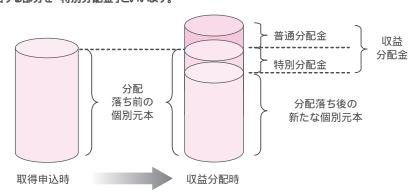
解約価額(解約お申込受付日の翌営業日の基準価額)でご換金いただきます。 また、解約価額が受益者ごとの個別元本を上回った場合、超過額に対して10% (所得税7%および地方税3%)の税率で源泉徴収されます。

償還時にかかる税金

償還時の価額が受益者ごとの個別元本を上回った場合、超過額に対して10% (所得税7%および地方税3%)の税率で源泉徴収されます。

(注)上記の税率は平成20年10月現在のものです。税制が改正された場合等には、 本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。

収益分配落ち後の基準価額が受益者ごとの個別元本を下回っていた場合、収益分配金のうち、下回った額に相当する部分を「特別分配金」といいます。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準等を保証するものではありません。

ファンドの取得申込みからご解約(ご換金)いただくまでにかかる費用および課税について (課税については、個人の受益者に対する課税について記載しております。 法人の受益者については、第二部ファンド情報 4 手数料等及び税金(5)課税上の取り扱いをお読み いただき、税務専門家にご相談下さい。)

| 時期 | 項目 | 対象 | | | 費用·税金 | |
|---------|-------|-------------------|--|--|--|---------------------|
| お申込時 | 申込手数料 | 基準価額 × 取得口数 | 上限:2.10%(税抜き 2.00%) 手数料率については、販売会社が独自に定めます。 | | | |
| | | ~平成20 1 | 年 2月31日 | 平成21年 | 1月1日 ~平成22年12月31日 | 平成23年 1月1日~ |
| 収益分配時 | 税金 | 所侍祝率:/% | その年の配当金・普通配当金等に対して(1) | 100万円以下の部分(2) 所得税率:7% 地方税率:3% 100万円超の部分(2) 所得税率:15% 地方税率:5% | 所得税率:15% 地方税率:5% | |
| ご解約時償還時 | | 個別元本超過額 | 地方税率:3% | その年の 譲渡所得 等に対し て(3) | 500万円以下の部分 所得税率:7% 地方税率:3% 500万円超の部分 所得税率:15% 地方税率:5% | 所得税率:15% 地方税率:5% |

- (1)配当金・普通配当金等…上場株式(上場投資信託、上場不動産投資信託を含む。)の配当金および 公募株式投資信託の普通分配金等
- (2)同一の支払者からの年間の支払金額が1万円以下のものは除きます。
- (3)譲渡所得等…上場株式の譲渡益ならびに個人の受益者が支払いを受ける公募株式投資信託の解約時および償還時の差益をいいます。

買取請求時の課税につきましては、販売会社にお問い合わせください。

ファンドの収益分配金は、配当控除の適用はありません。

ファンドの情報開示について

ファンドの情報開示については販売会社にお問合せいただくか、委託会社(下記、お問い合わせ先)にお問合せいただくことによって、情報を入手・閲覧していただくことができます。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先: フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで (わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先: ホームページアドレス: http://www.sgam.co.jp/

基準価額

- ◆ 基準価額は、委託会社の毎営業日において計算され、販売会社または委託会社 にお問い合わせいただくことによって知ることができます。
- ◆ 計算日の翌日の日本経済新聞の朝刊に基準価額が掲載されます。 (オープン基準価格欄[SGアセット]にて「ラブミー」の略称で掲載されます。) 基準価額は1万口当たりで表示されます。
- ◆ 委託会社のホームページに毎日掲載します。

レポート等

◆ ファンドに関する情報等の開示を各種レポートにて行う場合があります。これらの レポート等は委託会社のホームページで閲覧することができます。

演田報生 建

◆ 委託会社は、毎年3月および9月の決算期末ごと、およびファンドの運用の終了時(償還時)に、運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。

販売会社はあらかじめ申し出を受けた受益者の住所に運用報告書を送付します。



りそな・SG レディースバランスファンド (愛称:「Love Me!(ラブ・ミー!)」)用語集

本投資信託説明書(交付目論見書)中で使用されている用語についての簡単な解説です。

| ファンドの運用状況を受益者に説明する報告書のことです。決算日ごと(毎月決算型の場合は6カ月経過ごと)および償還時に作成され、販売会社を通じて受益者の手元に届きます。 |
|--|
| ファンドの解約時の価額で、基準価額から信託財産留保額を差し引いたものです。信託財産留保額がないファンドについては、基準価額と同じになります。 |
| 株式を少しでも組み入れることが可能なファンドをいいます。 債券や短期金融商品も運用対象となるため、主として債券に投資するファンドや実際には株式を組み入れないファンドも分類されます。 また、申込期間の違いにより、単位型と追加型に分類されます。 |
| 外貨建資産に投資する場合、円高が進むと為替差損によって基準価額が値下がりする場合がありますが、この為替変動リスクを軽減する手段をいいます。 |
| ファンドの純資産総額を受益権総口数で割ったものです。設定当初は1口1円でスタートしますが、運用に応じて価額は変動します。なお、1口1円でスタートするものは便宜上1 万口当たりの価額で表示されます。 |
| 受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料は含まれません。)が当該受益権の元本(個別元本)に当たります。受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は追加購入のつど受益権口数で加重平均され算出されます。また、特別分配金を受取った場合は、当該特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。 |
| ファンドに組み入れられている有価証券等の資産を時価で評価計算し、その合計に未収利息などの資産を加え、未払金などの費用総額を差し引いたもので、ファンドの規模を表します。 |
| ファンドの運用を終了することをいいます。あらかじめ決められた日(信託終了日)に運用を終了する満期償還と、信託終了日より前に運用を終了する繰上償還があります。 |
| ファンドの解約の際、資金流出のために発生する有価証券の売却手数料などを、解約する受益者に負担してもらい、他の受益者の負担とさせないための費用です。 |
| 信託財産の中から委託会社・受託会社・販売会社などに支払われる報酬のことです。 |
| ファンド設定後も、いつでも購入のお申込みができるファンドのことで、オープン型投資信託ともいいます。 |
| 収益分配金のうち、受益者の購入価額を下回る部分の分配は元本の払戻しとみなされ、特別分配金と呼ばれます。この部分については非課税扱いとなります。 |
| に一つ管 枕剣弾 タオーしった ちっかに した し糸 しら 作っしも 山 |

第一部 証券情報

(1) ファンドの名称

りそな・SG レディース バランスファンド

(愛称:「Love Me!(ラブ・ミー!)」、以下「ファンド」といいます。)

(2) 内国投資信託受益証券の形態等

単位型・追加型の別 : 追加型

指定格付機関による格付け :格付けは取得しておりません。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託会社とし、りそな信託銀行株式会社を受託会社とする契約型の追加型証券投資信託の内国投資信託受益権(以下、「受益権」といいます。)です。

ファンド の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 発行価額の総額

3,000億円を上限とします。

(4) 発行価格

発行価格

取得申込受付日の翌営業日の基準価額 とします。

ただし、「自動けいぞく投資約款」(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。以下同じ。)にしたがった契約(以下「別に定める契約」といいます。)によって収益分配金を再投資する場合の発行価格は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

「基準価額」とは、信託財産に属する資産を時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した受益権1口当たりの価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券等の値動き等の影響により日々変動します。

基準価額の入手方法

ファンドの基準価額については、委託会社が指定する販売会社または委託会社(後述の

「(12) その他 その他」をご参照ください。)にお問い合わせください。

また、基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞朝刊に掲載されます(朝刊のオープン基準価格欄[SGアセット]にて「ラブミー」の略称で掲載されます。)。なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。

(5) 申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の1口当たりの基準価額に取得口数を乗じて得た額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じた額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。なお、本書作成日現在、この申込手数料率の上限は2.10%(税抜き2.00%)となっております。

「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はあり ません。

申込手数料率等は、販売会社(販売会社については、「(12) その他 その他」のお問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせください。

(6) 申込単位

1口単位または1円単位をもって、販売会社が定める単位とします。

なお、販売会社によって取り扱う申込コースおよび申込単位が異なる場合がありますので、詳しくは販売会社(販売会社については、「(12) その他 その他」のお問い合わせたにご照会ください。)にお問い合わせください。

(7) 申込期間

申込期間:平成20年6月14日から平成21年6月15日まで とします。

申込(継続募集)期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 申込取扱場所

ファンドの取得申込みは、販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社(販売会社については、「(12) その他 その他」のお問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせください。

(9) 払込期日

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みを行います。ファンドの取得申込者は、販売会社が定める期日(詳しくは販売会社(販売会社については、「(12) その他 その他」のお問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせください。)までに、取得申込総金額 を当該販売会社において支払うものとします。なおファンドの受益権は平成19年1月4日より投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)に移行しており、ファンドの振替受益権にかかる各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

取得申込総金額とは、発行価格に取得申込口数を乗じた額に、申込手数料を加えた金額をいいます。

(10) 払込取扱場所

払込みは、お申込みの販売会社で取り扱います。なお、取扱店等、ご不明な点については販売会社(販売会社については、「(12) その他 その他」のお問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせください。

(11) 振替機関に関する事項

ファンドの振替受益権の振替機関は下記の通りです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) その他

取得申込みの方法

ファンドの取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対し取得申込み を行います。

ファンドの取得申込みには、収益分配金の受取方法により「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」とがあります。「自動けいぞく投資コース」を選択する場合は、販売会社との間で別に定める契約を締結していただきます。

なお、販売会社により「投資信託定時定額購入プラン」等を取り扱う場合があります。利用にあたっては、販売会社で自動けいぞく投資コースをお申込みのうえ、投資信託定時定額購入プランに関する取り決めを行う必要があります。また、販売会社等によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに分配金を受け取る「定期引出」を選択することもできます。各申込コース・プラン等の名称は販売会社によって異なる場合がありますので、詳しくは販売会社(後記 のお問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせください。

取得申込みは、毎営業日の午後3時(わが国の金融商品市場(本書において金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場を「金融商品市場等」といい、金融商品市場等のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場を「金融商品市場」といいます。以下同じ。)の半休日は午前11時)までとします。ただし、所定の時間までにお申込みが行われ、かつ、それにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とさせていただきます。これを過ぎてからのお申込みは、翌営業日の取扱いとなります。

取得申込みの受付けは、販売会社所定の時限までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。また、申込期間において、ニューヨークもしくはパリの銀行休業日の場合には、お申込みの取扱いをいたしません。

取得申込受付の中止

委託会社は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、 または金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社 の判断によりファンドの取得申込みの受付けを制限または中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの収益分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する 事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

(参考)

投資信託振替制度とは、

- ・ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への 記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

その他

委託会社へのお問い合わせ先

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 ^{まで}

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: http://www.sgam.co.jp/

第二部 ファンド情報

- 第1 ファンドの状況
 - 1 ファンドの性格
 - (1) ファンドの目的及び基本的性格

ファンドの目的

ファンドは、主として「SG 海外国債 マザーファンド」および「SG レディース 国内株式 マザーファンド」への投資を通じて、インカムゲインを中心とした安定的な収益の確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託・バランス型 に属し、運用は「ファミリーファンド方式」で行います。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、受益者の資金をまとめてベビーファンドとし、ベビーファンドの資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用はマザーファンドにおいて行う仕組みです。

「バランス型」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「約款上の株式組入限度70%未満のファンドで、主として株式・公社債等のバランス運用、あるいは公社債中心の運用を行うもの」として分類されるファンドをいいます。

信託金の限度額

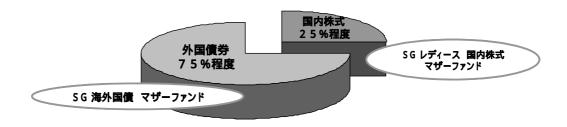
信託金の限度額は 3,000 億円です。ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

- イ 外国債券と国内株式の2つの資産に分散して投資を行い、インカムゲイン(債券の クーポンによる利息収入)を中心に安定した収益の確保と、中長期にわたってファン ドの資産の成長を目指します。
 - ▶ ファミリーファンド方式で運用を行います。(外国債券と国内株式の実質的な運用は、マザーファンドを通じて行います。)
- ロ 外国債券(「SG 海外国債 マザーファンド」)への投資は75%程度、国内株式(「S G レディース 国内株式 マザーファンド」)への投資は25%程度を基本とします。

ただし、大量の取得・解約申込みが発生したとき、償還の準備に入ったときならびにファンドの資産の規模等によっては、上記の資産配分ができないことがあります。

▶ 原則として、実質外貨建資産については、為替ヘッジを行いません。



ハ 毎月決算を行い、外国債券からのクーポン収益等を中心に原則として毎月分配します。

また、国内株式の配当と値上がり益から年に1回のボーナス分配を目指します。

- → 分配金は、金利や為替、株価などの影響を受けて変動します。また、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ▶ 12月の決算では、ボーナス分配を目指しますが、基準価額が下落した場合、分配対象額が少額の場合には、ボーナス分配できない場合もあります。

収益分配のイメージ

原則毎月15日に決算を行い、株式の配当等収益を中心に安定的に分配を行うことを目指します。また、12月の決算時には、基準価額水準等を勘案し、毎月の分配額のほかに、主に株式の値上り益からボーナス分配を行う場合があります。

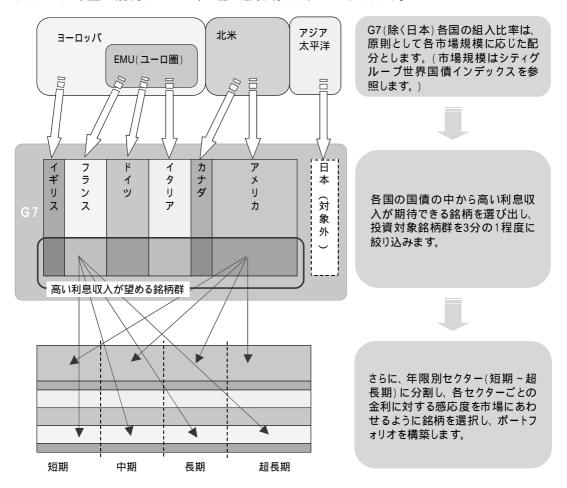
上図は収益分配のイメージであり、将来の分配金支払いをお約束するものではありません。また、分配金額は委託 会社が収益分配方針に基づき、基準価額水準、市況動向を勘案し決定いたします。分配対象額が少額の場合には分 配を行わない場合もあります。

外国債券の運用

「SG 海外国債 マザーファンド」の投資方針

- ◆ 主として、日本を除くG7(アメリカ・カナダ・ドイツ・フランス・イタリア・イギリス)各 国の政府または政府機関等が発行する債券(ソブリン債)に投資し、インカムゲイン(債券の クーポンによる利息収入)を中心に安定した収益の確保を目指します。ただし、金利環境等に よっては、G7以外のOECD加盟国が発行するソブリン債(原則としてAA格相当以上)に 投資することもあります。
- ◆ 原則として、為替ヘッジを行いません。

ただし、大量の取得・解約申込みが発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならび にファンドの資産の規模等によっては、上記の運用が行われないことがあります。



EMUとは、経済通貨同盟(Economic and Monetary Union)の略称で、共通の通貨が導入されている単一市場を意味します。ヨーロッパでは、欧州連合(EU)が加盟国間の通貨統合を目標とし、単一通貨ユーロを導入しています。ユーロ圏とは、ユーロを通貨として採用しているEU加盟国を指します。

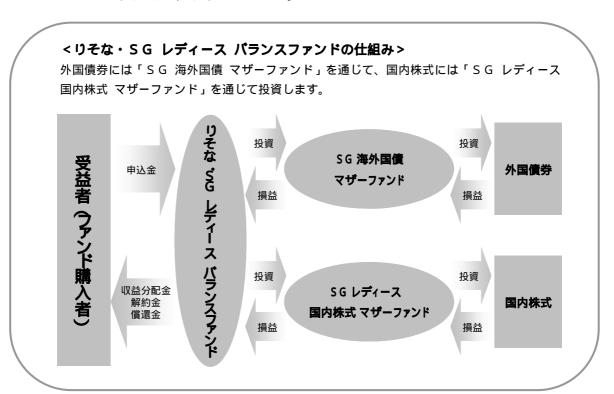
国内株式の運用

「SG レディース 国内株式 マザーファンド」の投資方針

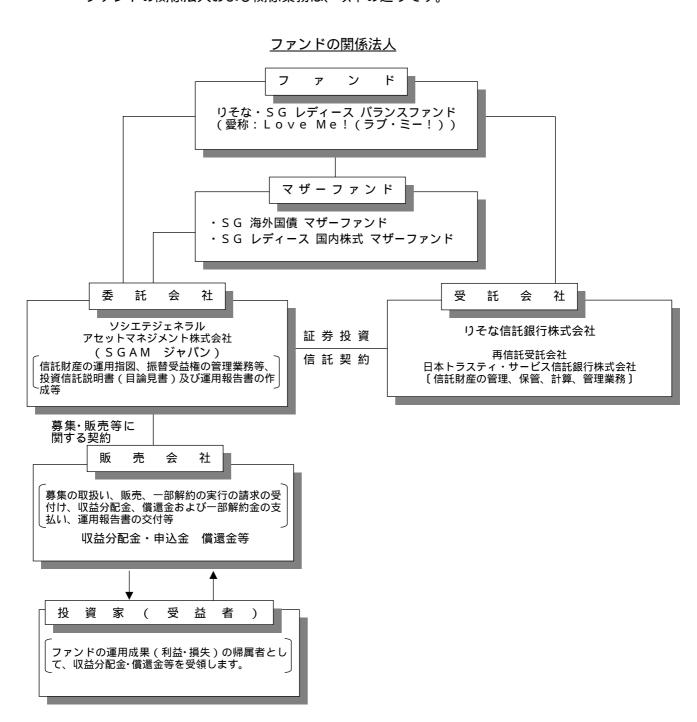
- ◆ 主として、日本の金融商品取引所に上場している企業のうち、女性に企業ブランド価値が認知、評価されている企業に投資します。
- ◆ 組入銘柄は原則として上場銘柄の中から調査会社が行う企業認知度調査の結果を基に選定する銘柄 とします。
- ◆ 企業ブランド認知度調査を行い、全銘柄をランキングします。企業ブランド認知度調査については、外 部の調査機関へ委託します。
- ◆ 委託会社が信用リスクの高い銘柄を排除します。
- ◆ 原則として上位50銘柄を投資対象とします。

ただし、大量の取得・解約申込みが発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときならびにファンドの 資産の規模等によっては、上記の運用が行われないことがあります。

(2) ファンドの仕組み ファンドの仕組みは、以下の通りです。



ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。



各契約の概要

| 各契約の種類 | 契約の概要 |
|--|--|
| 募集・販売等に関する契約 | 委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の 実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等 に関する契約 |
| 証券投資信託契約 (証券投資信託にかかる信託契約 (信託約款)) | 委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還 にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約 |

委託会社の概況

| 名 | 称 | 等 | ソシエテジェネラルアセット | マネジメント株式会社(金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長(金商)第350号) | | |
|---|----|---|----------------|--|--|--|
| 資 | 本の | 額 | 1 2 億円 | | | |
| 会 | 社 | Ø | 昭和46年11月22日 山- | - 投資カウンセリング株式会社設立 | | |
| 沿 | | 革 | 昭和55年 1月 4日 山- | 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 | | |
| | | | 平成10年 1月28日 ソシ | vエテ・ジェネラル投資顧問株式会社(現SGAMノースパシフィック株式会社)が主要 | | |
| | | | 株主 | ことなる | | |
| | | | 平成10年 4月 1日 山- | -投資顧問株式会社からエスジー山―アセットマネジメント株式会社へ社名変更 | | |
| | | | 平成10年11月30日 証券 | 持投資信託委託会社の免許取得 | | |
| | | | 平成16年 8月 1日 りそ | りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント | | |
| | | | 株式 | 会社へ社名変更 | | |
| | | | 平成19年 9月30日 金融 | 歯商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う | | |
| 大 | 株 | 主 | 名 称 | 住 所 所有株式数 比 率 | | |
| の | 状 | 況 | SGAMノースパシフィック | 株式会社 東京都中央区日本橋兜町5番1号 2,400,000株 100% | | |

(本書作成日現在)

ソシエテ ジェネラル グループの表記について

本書においてソシエテ ジェネラル アセット マネジメントを「SGAM」と表示することがあります。

ファンドの関係法人またはグループ会社の名称を以下のように示すことがあります。

ソシエテ ジェネラル アセット マネジメント S G A M

(本社・フランス パリ)

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 **SGAM ジャパン**

(本社・日本 東京)

2 投資方針

(1) 投資方針

運用方針

この投資信託は、インカムゲインを中心とした安定的な収益の確保と中長期的な信託 財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

投資態度

- イ 主として「SG 海外国債 マザーファンド」および「SG レディース 国内株式 マザーファンド」を投資対象とします。これらのマザーファンドへの投資を通じて、主として外国債券および国内株式に分散投資を行うことにより、インカムゲインを中心とした安定的な収益の確保と、中長期的な信託財産の成長を目指します。このほか、外国債券および国内株式に直接投資することがあります。
 - A 外国債券部分は、「SG 海外国債 マザーファンド」への投資を通じて、主として日本を除くG7(アメリカ、カナダ、ドイツ、フランス、イタリア、イギリス)各国の政府または政府機関等が発行する債券(以下「ソブリン債」といいます。)に投資し、インカムゲインを中心とした安定的な収益の確保を目指します。ただし、市場環境によってはG7以外のOECD加盟国が発行するソブリン債(原則としてAA格相当以上)に投資することがあります。
 - B 国内株式部分は、「SG レディース 国内株式 マザーファンド」への投資を通じてわが国の金融商品市場上場企業のうち、企業ブランド価値の女性による認知度・評価度が高いと考えられる企業の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を目標として運用を行います。
- 口 資産の実質投資比率は、外国債券への投資を 75%程度、国内株式への投資を 25%程度とすることを基本とします。
- ハ 原則として実質外貨建資産の為替ヘッジは行いません。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的 に上記と異なる運用を行う場合があります。

(2) 投資対象

投資の対象とする資産の種類

イ 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

A 有価証券

- B デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。)に かかる権利のうち、次に掲げる権利
 - a 有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)にかかる権利
 - b 有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)にかかる権利
 - c 有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものを

- いいます。以下同じ。) にかかる権利
- d 外国金融商品市場において行う取引であって、aからcまでに掲げる取引と類似の 取引にかかる権利
- e 有価証券店頭指数等先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号口に掲げるものをいいます。)にかかる権利
- f 有価証券店頭オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第4号八および二に 掲げるものをいいます。)にかかる権利
- g 有価証券店頭指数等スワップ取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。)にかかる権利
- h 金融先物取引(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法第66号)第1条の規定による廃止前の金融先物取引法(昭和63年法第77号)第2条第1項に規定するものをいいます。)にかかる権利
- i 金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を 改正する内閣府令(平成19年内閣府令第61号)第1条の規定による改正前の投資 信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第4条各号 に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。)にかかる権利((1)から(8) までに掲げるものに該当するものを除きます。)
- C 金銭債権
- D 約束手形
- ロ 次に掲げる特定資産以外の資産
 - A 為替手形

投資対象とする有価証券

ファンドは、主として「SG 海外国債 マザーファンド」および「SG レディース 国内株式 マザーファンド」に投資するほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価 証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- イ 株券または新株引受権証書
- 口 国債証券
- 八地方債証券
- 二 特別の法律により法人の発行する債券
- ホ 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引 受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- へ 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- ト 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で 定めるものをいいます。)
- チ 協同組織金融機関にかかる優先出資証券 (金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものを いいます。)
- リ 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含みます。)または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをい

います。)

- ヌ コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ル 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
- ヲ 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- ワ 投資信託または外国投資信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものを いいます。)
- カ 投資証券または外国投資証券 (金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- ヨ 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- タ オプションを表示する証券または証書 (金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- レ 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- ソ 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- ツ 指定金銭信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- ネ 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に表示されるべきもの
- ナ 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、イの証券または証書、ヲならびにレの証券または証書のうちイの証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、口からへまでの証券およびヲならびにレの証券または証書のうち口からへまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、ワの証券および力の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

イ預金

- 口 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託 を除きます。)
- ハ コール・ローン
- 二 手形割引市場において売買される手形
- ホ 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- へ 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

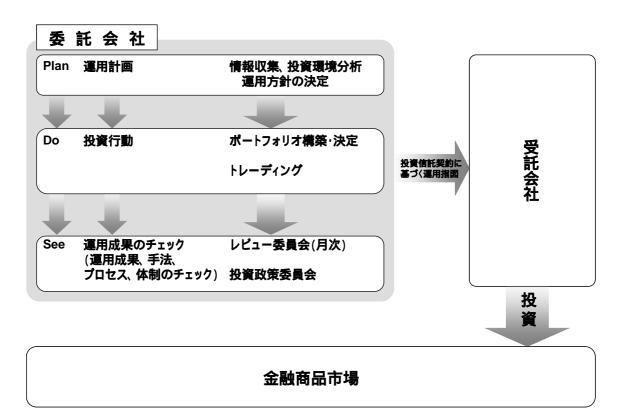
前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、 委託者が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を、イからへまでに掲げる金 融商品により運用することの指図ができます。

その他

イ 信用取引により株券を売付けることができます。なお、当該売付けの決済について

- は、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことができます。
- 口 わが国の金融商品市場における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および 有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引 を行うことができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含まれるものとし ます。
- ハ わが国の取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の取引所における通貨 にかかる先物取引およびオプション取引を行うことができます。
- 二 わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国 の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことができます。
- ホ スワップ取引を行うことができます。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- へ 金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。なお、担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れを行うものとします。
- ト 信託財産に属する株式および公社債を貸付けることができます。なお、必要と認めたときは、担保の受入れを行うものとします。
- チ 一部解約金の支払資金に不足額が生じたときは、資金借入れをすることができます。
- リ 公社債の借入れを行うことができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり 担保の提供が必要と認めたときは担保の提供を行うものとします。
- ヌ 信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることができます。

(3) 運用体制



ファンドの運用組織は以下のとおりとなっております。

運用計画・・・・・・運用本部各運用部、投資調査部、プロダクト別運用戦略会議

(25名程度)

投資行動・・・・・・運用本部所属ファンド・マネージャー(10名程度) 運用成果のチェック・・レビュー委員会(7名以上)、投資政策委員会(3名以上)

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

証券投資信託の運用に関する規則

内部管理体制に関する規程

服務規程(ファンド・マネージャー用)

クレジット委員会運用規定

証券先物取引に関する社内基準

各種業務マニュアル

コンプライアンス・マニュアル

リスク管理規則

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づく レビューを実施

上記は本書作成日現在の運用体制です。運用体制は変更されることがあります。

(4) 分配方針

収益分配方針

毎決算時(年12回。原則として毎月15日)に、原則として次の通り収益分配を行う方 針です。

イ 分配対象額

配当等収益 ¹(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。)を含みます。) および売買益 ²(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額とします。) 等の合計額から経費 ³を控除した額に、前期から繰り越された分配準備積立金がある場合は当該分配準備積立金を加算した額とします。

- 1配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。
- 2 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額をいいます。
- 3 信託事務の処理等に要する諸費用(当該諸費用にかかる消費税に相当する金額を含みます。)、受託会社の立替えた立替金の利息ならびに投資信託財産の財務諸表の監査報酬および当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額(以下「諸経費」といいます。)、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額等をいいます。
- ロ 分配対象額についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向、運用状況等を勘案して 決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

ハ 収益分配にあてず、信託財産に留保した利益(留保益)の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

二 留保益の処理

分配対象額は、次期以降の収益分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てること、および繰越欠損金のあるときはその全額を補てんすることができます。

収益分配金の交付

「一般コース」をお申込みの場合は、収益分配金は決算日において振替機関等の振替 口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前におい て一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかか る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載ま たは記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則とし て決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始いたします。なお、「一般コー ス」の受益者が、支払開始日から5年間支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、 委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は税引き後無手数料で 再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録され ます。なお、収益分配金の再投資は、毎計算期間終了日の基準価額にて、その翌営業日 に収益分配金の手取額をもって、ファンドの買付けを自動的に行います。

(5) 投資制限

信託約款に基づく投資制限

- イ 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ロ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

- ハ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20% 以内とします。
- 二 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産 の純資産総額の20%以内とします。
- ホ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- へ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第 341 条 / 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以内とします。
- ト 投資信託証券(親投資信託を除く)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以内とします。
- チ スワップ取引にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えない ものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについて はこの限りではありません。
- リ 金利先渡取引および為替先渡取引については、当該取引の決済日が、原則として信託 期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能 なものについてはこの限りではありません。
- ヌ 信託財産に属する株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の 50%を超えないものとします。また、公社債の貸付けは貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の 50%を超えないものとします。
- ル 信託財産に属さない公社債を売付ける場合、当該売付けの決済については、公社債 (信託財産により借り入れた公社債を含みます)の引渡しまたは買戻しにより行うこ とができるものとします。ただし、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産 の純資産総額の範囲内とします。
- ヲ 公社債を借り入れる場合、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産 総額の範囲内とします。

法令等に基づく主な投資制限

投資信託及び投資法人に関する法律等により、次に掲げる取引は制限されます。

イ 同一法人の発行する株式の投資制限

投資信託委託会社は、同一法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての 委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権 (株主総会において議決をすることができる事項の全部につき議決権を行使すること ができない株式についての議決権を除き、会社法第 879 条第 3 項の規定により議決権 を有するとみなされる株式についての議決権を含みます。)の総数が、当該株式にか かる議決権の総数の 50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株 式を取得することはできません。

ロ デリバティブ取引にかかる投資制限

投資信託委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ投資信託委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書にかかる取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

<参考情報>

SG 海外国債 マザーファンドについて

1 運用の基本方針

インカムゲインを中心とした安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

2 投資方針

(1)投資対象

世界主要先進国の政府・政府機関等が発行する債券(ソブリン債)を主要投資対象とします。

(2)投資態度

主として日本を除くG7(アメリカ、カナダ、ドイツ、フランス、イタリア、イギリス)各国の政府または政府機関等が発行する債券(以下「ソブリン債」といいます。)に投資し、インカムゲインを中心とした安定的な収益の確保を目指します。ただし、市場環境によってはG7以外のOECD加盟国が発行するソブリン債(原則としてAA格相当以上)に投資することがあります。

原則として為替ヘッジを行いません。

ポートフォリオの構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

3 投資対象

(1) 投資の対象とする資産の種類

次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

イ 有価証券

- ロ デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。)に かかる権利のうち、次に掲げる権利
 - A 有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいい ます。以下同じ。)にかかる権利
 - B 有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるもの

をいいます。以下同じ。) にかかる権利

- C 有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるもの をいいます。以下同じ。)にかかる権利
- D 外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と 類似の取引にかかる権利
- E 有価証券店頭指数等先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号口に掲げる ものをいいます。)にかかる権利
- F 有価証券店頭オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよび二に掲げるものをいいます。)にかかる権利
- G 有価証券店頭指数等スワップ取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。)にかかる権利
- H 金融先物取引(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法第66号)第1条の規定による廃止前の金融先物取引法(昭和63年法第77号)第2条第1項に規定するものをいいます。)にかかる権利
- I 金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成19年内閣府令第61号)第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。)にかかる権利((1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。)

八.金銭債権

二.約束手形

次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

(2) 投資対象とする有価証券

ファンドは、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- イ 株券または新株引受権証書
- 口 国債証券
- 八地方債証券
- 二 特別の法律により法人の発行する債券
- ホ 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新 株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- へ 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で 定めるものをいいます。)
- ト 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券 (金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- チ 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- リ 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券 (単位未満優先出資証券を含みま

- す。)または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- ヌ コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ル 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
- ヲ 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- ワ 投資信託または外国投資信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- カ 投資証券または外国投資証券 (金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- ヨ 外国貸付債権信託受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- タ オプションを表示する証券または証書 (金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるもの をいい、有価証券に係るものに限ります。)
- レ 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- ソ 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- ツ 指定金銭信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託 の受益証券に限ります。)
- ネ 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信 託の受益証券に表示されるべきもの
- ナ 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、イの証券または証書、ヲならびにレの証券または証書のうイの証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、口からへまでの証券およびヲならびにレの証券または証書のうち口からへまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、ワの証券およびカの証券を以下「投資信託証券」といいます。

(3) 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

預金

指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託 を除きます。)

コール・ローン

手形割引市場において売買される手形

貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

(4) 前記(1)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項がらまでに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

4 投資制限

(1) 信託約款による投資制限

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内と します。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純 資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

<参考情報>

SG レディース 国内株式 マザーファンドについて

1 運用の基本方針

信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

2 投資方針

(1)投資対象

わが国の金融商品取引所に上場されている株式を主要投資対象とします。

(2)投資態度

わが国の金融商品取引所上場企業のうち、女性に企業ブランド価値が認知、評価されている企業の株式に投資します。

組入銘柄は原則として上場銘柄の中から調査会社が行う企業認知度調査の結果を基に選 定する銘柄とします。

採用銘柄の企業ブランド認知度調査を行い、全銘柄をランキングします。企業ブランド 認知度調査については、外部の調査機関へ委託します。

委託会社が信用リスクの高い銘柄を排除します。

原則として上位50銘柄を投資対象とします。

株式組入比率は原則として高位を保ちます。

ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に 前記と異なる運用を行う場合があります。

3 投資対象

(1) 投資の対象とする資産の種類

次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)とします。

イ.有価証券

- ロ.デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。)に かかる権利のうち、次に掲げる権利
 - A 有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいい ます。以下同じ。)にかかる権利
 - B 有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるもの をいいます。以下同じ。)にかかる権利
 - C 有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるもの をいいます。以下同じ。)にかかる権利
 - D 外国金融商品市場において行う取引であって、AからCまでに掲げる取引と類似の取引にかかる権利
 - E 有価証券店頭指数等先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号口に掲げる ものをいいます。)にかかる権利
 - F 有価証券店頭オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第4号八および二に掲げるものをいいます。)にかかる権利
 - G 有価証券店頭指数等スワップ取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。)にかかる権利
 - H 金融先物取引(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法第66号)第1条の規定による廃止前の金融先物取引法(昭和63年法第77号)第2条第1項に規定するものをいいます。)にかかる権利
 - I 金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令(平成19年内閣府令第61号)第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。)にかかる権利((1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。)

八. 金銭債権

二.約束手形

次に掲げる特定資産以外の資産

イ.為替手形

(2) 投資対象とする有価証券

ファンドは、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

イ 株券または新株引受権証書

- 口 国債証券
- 八 地方債証券

- 二 特別の法律により法人の発行する債券
- ホ 社債券 (新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券 (以下「分離型新株引 受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- へ 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- ト 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で 定めるものをいいます。)
- チ 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものを いいます。)
- リ 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含みます。)または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- ヌ コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- ル 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。) および新株予約権証券
- ヲ 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- ワ 投資信託または外国投資信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものを いいます。)
- カ 投資証券または外国投資証券 (金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- ヨ 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- タ オプションを表示する証券または証書 (金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- レ 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- ソ 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- ツ 指定金銭信託の受益証券 (金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- ネ 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に表示されるべきもの
- ナ 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、イの証券または証書、ヲならびにレの証券または証書のうちイの証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、口からへまでの証券およびヲならびにレの証券または証書のうち口からへまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、ワの証券および力の証券を以下「投資信託証券」といいます。

(3) 投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。) により運用することを指図することができます。

1.預金

- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除 きます。)
- 3. コール・ローン
- 4 . 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- (4) 前記 の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、前項1.から6.までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

4 投資制限

(1) 信託約款による投資制限

株式への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内と します。

新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純 資産総額の20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236 条第1 項第3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

3 投資リスク

(1) ファンドのリスク

ファンドは、主として「SG 海外国債 マザーファンド」「SG レディース 国内株式 マザーファンド」への投資を通じて、外貨建資産である外国債券、国内株式など値動きの ある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。

ファンドは、金融機関の預金 と異なり投資元本が保証されているものではなく、これを割り込むことがあります。すなわち、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。したがって、投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

預金保険で保護される預金は、保護対象預金のみでかつ定額保護となります。

ファンドは分散投資などによりリスクの分散、抑制に努めています。しかし、ファンドの基準価額を変動させる大きな要因となるリスクには主に次のようなものがありますので、 十分にご理解いただきご投資くださいますようお願い申し上げます。

ファンドの主なリスクは次のとおりです。主に、株式、債券に投資するリスクはおよび

、外貨建資産に投資するリスクは 、マザーファンドを通して運用するファミリーファンド方式の影響は となります。

なお、これらはすべてのリスクを網羅したものではなく、記載以外のリスクも存在します。

価格変動リスク

債券の価格は金利が低下した場合には上昇する傾向にありますが、金利上昇局面では下落することが多く、その影響を受けファンドの基準価額が下がる要因となります。 したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

また、株式は、国内および国際的は政治・経済情勢の影響を受け、価格が下落するリスクがあります。一般に株式市場が下落した場合には、その影響を受けファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

信用リスク

債券を発行する国・政府機関等の財務状況悪化などにより、利息または償還金の支払が遅延または履行されないことがあります。また、株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化などにより、株価が大幅に下落することがあります。これらの影響を受けファンドの基準価額が下がる要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を被ることがあります。

為替変動リスク

外国債券など外貨建資産は、為替レートの変動により当該外貨建資産の円換算価格が変動します。当該外貨建資産の表示通貨での資産価格が変わらなくても、投資している国・地域の通貨に対して円高の場合、当該資産の円換算価格が下落するため、ファンドの基準価額の下落要因となります。したがって、購入金額を下回り、損失を生じることがあります。

また、「SG 海外国債 マザーファンド」においては、外貨建資産について、為替 変動リスクを回避するための為替ヘッジを原則として行いません。そのため外貨建資 産は為替レートの変動の影響を直接受けます。

ファミリーファンド方式による影響

ファミリーファンド方式では、複数のベビーファンドが同一マザーファンドに投資する可能性があるため、当ファンドが他のベビーファンドによる設定・解約の影響を受け、 基準価額が変動する場合があります。

ファンドは、株式や債券など値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ファンドは、金融機関の預金と異なり元本が保証されているものではありません。またファンドは、預金保険機構、保険契約者保護機構あるいは投資者保護基金の保護の対象ではありません。したがって、信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

ファンドは分散投資などによりリスクの分散、抑制に努めています。しかし、ファンドの基準価額を変動させる大きな要因となるリスクには主に次のようなものがありますので、十分にご理解いただきご投資くださいますようお願い申し上げます。

なお、これらはすべてのリスクを網羅したものではなく、記載以外のリスクも存在します。

投資信託と預貯金者・投資家等保護制度との関係について

投資信託は、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資家保護基金の保護の対象ではありません。

(2) その他の留意点

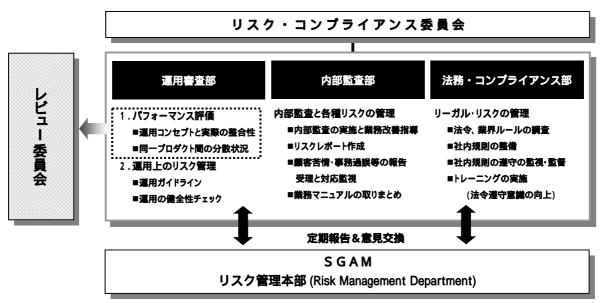
ファンドの繰上償還

ファンドは、投資信託財産の純資産総額が 10 億円を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

(3) 委託会社のリスク管理について

ファンドのリスク管理として、運用の基本方針に沿った資産構成になっているか、あるい は適切な投資行動となっているかを検証しています。また、レビュー委員会において、ファ ンド特性をふまえたパフォーマンス評価・検討を行っています。

委託会社のリスク管理体制



上記は本書作成日現在のリスク管理体制です。リスク管理体制は変更されることがあります。

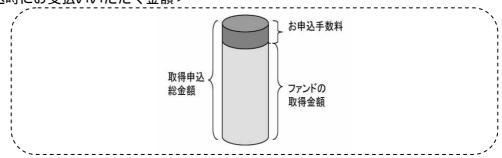
4 手数料等及び税金

(1) 申込手数料

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得口数を乗じて得た額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じた額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。なお、本書作成日現在、この申込手数料率の上限は2.1%(税抜き2.0%)となっております。

「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。

<取得申込時にお支払いいただく金額>



販売会社が定める申込手数料率についての詳細は、販売会社(販売会社については、下記のお問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせください。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 ^{まで}

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: http://www.sgam.co.jp/

(2) 換金(解約)手数料

換金(解約)手数料はありません。

(3) 信託報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率 1.344% (税抜き 1.280%)を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。信託報酬の配分は以下の通りとします。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん信託財産から収受した後、販売会社ごとの純資産総額に応じて支払います。

| 販売会社ごとの純資産総額 | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|--|-----------|-----------|-----------|
| 500倍四以下の部へ | 0.6300 | 0.6300 | 0.0840 |
| 500億円以下の部分 | (税抜き0.60) | (税抜き0.60) | (税抜き0.08) |
| 500/ \$ | 0.5775 | 0.6825 | 0.0840 |
| 500億円超 750億円以下の部分 | (税抜き0.55) | (税抜き0.65) | (税抜き0.08) |
| | 0.5250 | 0.7350 | 0.0840 |
| 750億円超1,000億円以下の部分 | (税抜き0.50) | (税抜き0.70) | (税抜き0.08) |
| 4 000/ * FR+R 0 *R/\ | 0.4725 | 0.7875 | 0.0840 |
| 1,000億円超の部分 | (税抜き0.45) | (税抜き0.75) | (税抜き0.08) |

(4) その他の手数料等

信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律顧問・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

委託会社は、前記 に定める信託事務の処理等に要する諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸費用の金額を合理的に見積もったうえで実際の費用にかかわらず、委託会社が定める時期に固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることとします。この場合、委託会社は信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内にかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

(5) 課税上の取扱い

受益者に対する課税については、次のような取扱いになります。

個人の受益者に対する課税

<平成 20 年 12 月 31 日まで >

個人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、10%(所得税7%および地方税3%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度も適用されます。

収益の分配および解約時・償還時の差益については配当課税が適用され、確定申告を行

うことにより、総合課税を選択することもできます。

- <平成21年1月1日から平成22年12月31日まで>
 - ○収益分配金のうち課税扱い(配当所得)となる普通分配金における源泉徴収の税率は、 平成 22 年 12 月 31 日までは 10% (所得税 7%および地方税 3%)、平成 23 年 1月 1 日からは 20% (所得税 15%および地方税 5%)となり、原則として、確定申告は不要 です。

ただし、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までは 1 年間に受け取る上場株式等(上場株式および公募株式投資信託をいいます。以下同じ。)の配当所得(1銘柄当たりの年間の支払金額が1万円以下のものを除きます。)の合計額が100万円を超える場合には、確定申告が必要となります。この場合、総合課税または申告分離課税を選択することができ、申告分離課税を選択した場合の税率は、100万円以下の部分については10%(所得税7%および地方税3%)、100万円を超える部分については20%(所得税15%および地方税5%)となります。

○解約時および償還時における差益(譲渡所得とみなして課税されます。)にかかる税率は、平成22年12月31日までは10%(所得税7%および地方税3%)となります(特定口座(源泉徴収選択口座)を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります。)。ただし、1年間の上場株式等の譲渡益の合計額が500万円を越える部分の税率は20%(所得税15%および地方税5%)となり、確定申告が必要となります。

< 平成 23 年 1 月 1 日以降 >

金額にかかわらず20%(所得税15%および地方税5%)の税率が適用されます。

ファンドは、配当控除は適用されません。

買取請求時の課税につきましては、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成21年3月31日までは7%(所得税)、平成21年4月1日からは15%(所得税)の税率で源泉徴収されます(地方税の源泉徴収はありません。)。

ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

買取請求時の課税につきましては、販売会社にお問い合わせください。

個別元本について

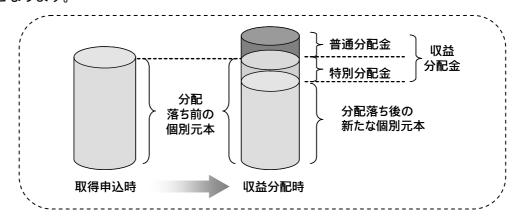
- イ 追加型株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時のファンドの価額等(申込手数料は含まれません。)が受益者の元本(個別元本)に当たります。
- ロ 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行う つど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 八 振替受益権については振替受益権ごとに同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

二 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配 金 を控除した額が、その後の個別元本となります。

「特別分配金」については、下記「 収益分配金の課税について」をご参照ください。 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から前記特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

税法が改正された場合等には、上記「(5) 課税上の取扱い」の他、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家にご確認ください。

5 運用状況

(1) 投資状況

(平成20年10月末日現在)

| 資産の種類 国名 | | 時価合計 | 投資比率 |
|---------------------|----|----------------|--------|
| | | (円) | (%) |
| 親投資信託 受益証券 | 日本 | 10,684,451,229 | 99.58 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 44,676,121 | 0.42 |
| 合計(純資産総額) | | 10,729,127,350 | 100.00 |

⁽注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

<参考>SG 海外国債 マザーファンド全体の投資状況

(平成20年10月末日現在)

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計 | 投資比率 |
|-------------|---------------------|----------------|--------|
| | | (円) | (%) |
| | アメリカ | 4,024,480,586 | 38.81 |
| | イタリア | 1,601,020,435 | 15.44 |
| 国債証券 | ドイツ | 1,511,107,961 | 14.57 |
| | フランス | 1,362,103,988 | 13.13 |
| | イギリス | 1,198,359,811 | 11.56 |
| | カナダ | 305,249,270 | 2.94 |
| | 小 計 | 10,002,322,051 | 96.45 |
| 現金・預金・その他の資 | 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 3.55 |
| 合計 (純資産総額) | | 10,370,215,917 | 100.00 |

⁽注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

<参考>SG レディース 国内株式 マザーファンド全体の投資状況

(平成20年10月末日現在)

| 資産の種類 | 国名 | 時価合計 | 投資比率 |
|---------------------|----|---------------|--------|
| | | (円) | (%) |
| 株式 | 日本 | 2,549,775,550 | 97.34 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 69,560,540 | 2.66 |
| 合計 (純資産総額) | | 2,619,336,090 | 100.00 |

⁽注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

(2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

(平成20年10月末日現在)

| 国/ | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿価額 | 帳簿価額 | 評価額 | 評価額 | 投資 |
|----|---------------|------------------------|---------------|--------|---------------|--------|---------------|-------|
| 地域 | | | (口) | 単価(円) | 金額(円) | 単価(円) | 金額(円) | 比率(%) |
| 日本 | 親投資信託 受益証券 | SG海外国債 マザーファンド | 7,734,905,325 | 1.1067 | 8,560,219,724 | 1.0427 | 8,065,185,782 | 75.17 |
| 日本 | 親投資信託 受益証券 | SGレディース国内 株式マザーファンド | 2,918,726,819 | 0.9194 | 2,683,477,437 | 0.8974 | 2,619,265,447 | 24.41 |

(注1)全2銘柄

- (注2)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価評価額の比率であります。
- (注3)単価は1口当たりを表示しています。

投資不動産物件 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの該当事項はありません。

< 参考 > S G 海外国債 マザーファンド全体の投資資産 投資有価証券の主要銘柄

(平成20年10月末日現在)

| | ı | | 1 | | | ī | T | (1 7-70-3 | | コハロガル | |
|----------|------|-----------------------------|-----------|--------|--------------|------------|--------------|-------------|-------|------------|----------|
| 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | | 長簿価額 | | 平価額 | 邦貨換算 | 利率 | 償還期限 | 投資比率(06) |
| | | | | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | (円) | (%) | | 率(%) |
| アメ リカ | 国債証券 | US TREASURY N/B 4.875% | 4,600,000 | 109.43 | 5,034,125.00 | 109.632813 | 5,043,109.39 | 496,241,963 | 4.875 | 2012/6/30 | 4.79 |
| アメ リカ | 国債証券 | US TREASURY N/B 8.75% | 3,390,000 | 132.79 | 4,501,814.06 | 131.34375 | 4,452,553.12 | 438,131,227 | 8.75 | 2017/5/15 | 4.22 |
| アメ リカ | 国債証券 | US TREASURY N/B 6.5% | 3,880,000 | 105.79 | 4,104,652.00 | 106.335938 | 4,125,834.39 | 405,982,103 | 6.5 | 2010/2/15 | 3.91 |
| イギ リス | 国債証券 | UK TREASURY 6% | 2,160,000 | 119.58 | 2,582,928.00 | 115.306 | 2,490,609.60 | 399,518,685 | 6.0 | 2028/12/7 | 3.85 |
| アメ リカ | 国債証券 | US TREASURY N/B 5.75% | 3,740,000 | 109.69 | 4,102,705.03 | 107.695313 | 4,027,804.70 | 396,335,982 | 5.75 | 2010/8/15 | 3.82 |
| フラ ンス | 国債証券 | FRANCE GOVT O.A.T 5% | 2,910,000 | 106.79 | 3,107,589.00 | 106.93 | 3,111,663.00 | 391,727,255 | 5.0 | 2016/10/25 | 3.78 |
| イタ リア | 国債証券 | BUONI POLIENNALI DEL5.5% | 2,670,000 | 104.78 | 2,797,626.00 | 104.023 | 2,777,414.10 | 349,648,661 | 5.5 | 2010/11/1 | 3.37 |
| アメ リカ | 国債証券 | US TREASURY N/B 5.125% | 3,080,000 | 106.98 | 3,294,998.44 | 108.898438 | 3,354,071.89 | 330,040,673 | 5.125 | 2011/6/30 | 3.18 |
| イタ リア | 国債証券 | BUONI POLIENNALI DEL6.5% | 2,230,000 | 121.37 | 2,706,551.00 | 116.65 | 2,601,295.00 | 327,477,027 | 6.5 | 2027/11/1 | 3.16 |
| アメ リカ | 国債証券 | US TREASURY N/B 5.0% | 2,940,000 | 106.57 | 3,133,396.88 | 111.3125 | 3,272,587.50 | 322,022,610 | 5.0 | 2037/5/15 | 3.11 |
| フラ ンス | 国債証券 | FRANCE GOVT O.A.T 8.5% | 1,930,000 | 121.74 | 2,349,582.00 | 119.79 | 2,311,947.00 | 291,051,007 | 8.5 | 2012/12/26 | 2.81 |
| フラ ンス | 国債証券 | FRANCE GOVT O.A.T 8.5% | 1,620,000 | 146.00 | 2,365,200.00 | 142.69 | 2,311,578.00 | 291,004,554 | 8.5 | 2023/4/25 | 2.81 |
| ドイツ | 国債証券 | BUNDESREPUB DEUTSCH5.25% | 2,140,000 | 105.27 | 2,252,778.00 | 105.57 | 2,259,198.00 | 284,410,436 | 5.25 | 2011/1/4 | 2.74 |
| イタ リア | 国債証券 | BUONI POLIENNALI DEL 9% | 1,580,000 | 147.90 | 2,336,820.00 | 141.01 | 2,227,958.00 | 280,477,632 | 9.0 | 2023/11/1 | 2.70 |
| アメ リカ | 国債証券 | US TREASURY N/B 8.75% | 2,010,000 | 147.65 | 2.967.890.62 | 136.15625 | 2.736.740.62 | 269,295,277 | 8.75 | 2020/8/15 | 2.60 |
| アメ リカ | 国債証券 | US TREASURY N/B 4.875% | 2,500,000 | 110.95 | 2,773,750.00 | 109.3125 | 2,732,812.50 | 268,908,750 | 4.875 | 2012/2/15 | 2.59 |
| ドイツ | 国債証券 | BUNDESREPUB.DEUTSCH6% | 1,800,000 | 115.70 | 2,082,600.00 | 114.57 | 2,062,260.00 | 259,617,911 | 6.0 | 2016/6/20 | 2.50 |
| イタ リア | 国債証券 | BUONI POLIENNALI DEL5.25 | 1,950,000 | 107.88 | 2,103,660.00 | 103.70 | 2,022,150.00 | 254,568,463 | 5.25 | 2017/8/1 | 2.45 |
| イギリス | 国債証券 | UK TREASURY 5.25% | 1,330,000 | 104.29 | 1,387,057.00 | 105.356 | 1,401,234.80 | 224,772,074 | 5.25 | 2012/6/7 | 2.17 |
| イタ リア | 国債証券 | BUONI POLIENNALI DEL 5% | 1,680,000 | 104.64 | 1,757,952.00 | 103.55 | 1,739,640.00 | 219,003,279 | 5.0 | 2012/2/1 | 2.11 |
| アメ リカ | 国債証券 | US TREASURY N/B 7.25% | 1,840,000 | 128.82 | 2,370,288.00 | 119.9375 | 2,206,850.00 | 217,154,040 | 7.25 | 2016/5/15 | 2.09 |
| イギ リス | 国債証券 | UK TREASURY 4.75% | 1,300,000 | 101.55 | 1,320,150.00 | 100.90 | 1,311,700.00 | 210,409,797 | 4.75 | 2020/3/7 | 2.03 |
| アメ リカ | 国債証券 | US TREASURY N/B 8.0% | 1,590,000 | 141.56 | 2,250,804.00 | 130.765625 | 2,079,173.43 | 204,590,665 | 8.0 | 2021/11/15 | 1.97 |
| アメ リカ | 国債証券 | US TREASURY N/B 4.75% | 1,880,000 | 108.46 | 2,039,212.50 | 109.578125 | 2,060,068.75 | 202,710,765 | 4.75 | 2014/5/15 | 1.95 |
| ドイツ | 国債証券 | BUNDESREPUB DEUTSCH4.25% | 1,380,000 | 104.43 | 1,441,134.00 | 104.515 | 1,442,307.00 | 181,572,028 | 4.25 | 2014/7/4 | 1.75 |
| アメ リカ | 国債証券 | US TREASURY N/B 4.25% | 1,470,000 | 109.40 | 1,608,180.00 | 106.921875 | 1,571,751.56 | 154,660,353 | 4.25 | 2013/8/15 | 1.49 |
| フランス | 国債証券 | FRANCE GOVT O.A.T 5.5% | 1,090,000 | 104.46 | 1,138,614.00 | 103.93 | 1,132,837.00 | 142,612,849 | 5.5 | 2010/4/25 | 1.38 |
| ドイツ | 国債証券 | BUNDESREPUB DEUTSCH5.5% | 970,000 | 114.68 | 1,112,396.00 | 114.64 | 1,112,008.00 | 139,990,687 | 5.5 | 2031/1/4 | 1.35 |
| ドイツ | 国債証券 | BUNDESREPUB.DEUTSCH5% | 1,040,000 | 103.12 | 1,072,510.40 | 106.07 | 1,103,128.00 | 138,872,783 | 5.0 | 2012/1/4 | 1.34 |
| フラ ンス | 国債証券 | FRANCE GOVT O.A.T 6.5% | 940,000 | 107.60 | 1,011,440.00 | 108.42 | 1,019,148.00 | 128,300,541 | 6.5 | 2011/4/25 | 1.24 |
| | | | _ | _ | | _ | | | _ | | |

(注1)上位30銘柄

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価評価額の比率であります。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

(平成20年10月末日現在)

| 資産の種類 | | | 数量 | 帳簿価額(円) | 評価額(円) | 投資比率(%) |
|--------|----|-----|--------------|-------------|-------------|---------|
| 為替予約取引 | 買建 | ポンド | 1,085,000.00 | 176,270,320 | 173,968,900 | 1.68 |
| | 売建 | ドル | 899,712.42 | 88,708,730 | 88,513,707 | 0.85 |
| | 売建 | ユーロ | 1,581,709.43 | 203,561,590 | 199,056,855 | 1.92 |

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価評価額の比率をいいます。

< 参考 > S G レディース 国内株式 マザーファンド全体の投資資産 投資有価証券の主要銘柄

(平成20年10月末日現在)

| +扮+武 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量 | 簿価。 | (円) | 評価額 | (円) | 投資比率 |
|------|------|---------------------|-----------------|---------|-----------|------------|-----------|------------|------|
| -6-% | 1至天只 | בווטע בווטע | 太 1至 | (株) | 単価 | 金額 | 単価 | 金額 | (%) |
| 日本 | 株式 | ライオン | 化学 | 126,000 | 452.70 | 57,040,850 | 637.00 | 80,262,000 | 3.06 |
| 日本 | 株式 | キユーピー | 食料品 | 61,900 | 978.00 | 60,538,630 | 1,127.00 | 69,761,300 | 2.66 |
| 日本 | 株式 | テレビ東京 | 情報・通信業 | 15,600 | 4,350.21 | 67,863,373 | 4,290.00 | 66,924,000 | 2.55 |
| 日本 | 株式 | 全日本空輸 | 空運業 | 168,000 | 411.45 | 69,123,933 | 373.00 | 62,664,000 | 2.39 |
| 日本 | 株式 | ローソン | 小売業 | 13,100 | 3,949.88 | 51,743,442 | 4,770.00 | 62,487,000 | 2.39 |
| 日本 | 株式 | オリエンタルランド | サービス業 | 8,900 | 5,791.69 | 51,546,072 | 6,950.00 | 61,855,000 | 2.36 |
| 日本 | 株式 | ファミリーマート | 小売業 | 15,800 | 3,031.21 | 47,893,228 | 3,870.00 | 61,146,000 | 2.33 |
| 日本 | 株式 | 森永製菓 | 食料品 | 313,000 | 211.72 | 66,269,540 | 194.00 | 60,722,000 | 2.32 |
| 日本 | 株式 | 江崎グリコ | 食料品 | 61,000 | 1,046.71 | 63,849,398 | 979.00 | 59,719,000 | 2.28 |
| 日本 | 株式 | モスフードサービス | 卸売業 | 47,100 | 1,476.05 | 69,522,338 | 1,239.00 | 58,356,900 | 2.23 |
| 日本 | 株式 | カゴメ | 食料品 | 36,600 | 1,923.03 | 70,383,078 | 1,580.00 | 57,828,000 | 2.21 |
| 日本 | 株式 | ハウス食品 | 食料品 | 36,200 | 1,387.99 | 50,245,258 | 1,579.00 | 57,159,800 | 2.18 |
| 日本 | 株式 | パナソニック電工 | 電気機器 | 68,000 | 929.01 | 63,173,092 | 839.00 | 57,052,000 | 2.18 |
| 日本 | 株式 | ミニストップ | 小売業 | 31,300 | 2,027.02 | 63,445,964 | 1,818.00 | 56,903,400 | 2.17 |
| 日本 | 株式 | 小林製薬 | 化学 | 18,000 | 3,466.49 | 62,396,992 | 3,140.00 | 56,520,000 | 2.16 |
| 日本 | 株式 | тото | ガラス・土石 製品 | 84,000 | 797.09 | 66,955,751 | 672.00 | 56,448,000 | 2.16 |
| 日本 | 株式 | 花王 | 化学 | 20,000 | 2,791.72 | 55,834,441 | 2,820.00 | 56,400,000 | 2.15 |
| 日本 | 株式 | セブン&アイ・ホー ルディングス | 小売業 | 20,400 | 2,059.70 | 42,017,936 | 2,715.00 | 55,386,000 | 2.11 |
| 日本 | 株式 | ユニ・チャーム | 化学 | 7,700 | 7,233.52 | 55,698,179 | 6,970.00 | 53,669,000 | 2.05 |
| 日本 | 株式 | ワコールホールディ ングス | 繊維製品 | 51,000 | 1,197.70 | 61,083,052 | 1,052.00 | 53,652,000 | 2.05 |
| 日本 | 株式 | イオン | 小売業 | 58,000 | 1,030.36 | 59,761,244 | 925.00 | 53,650,000 | 2.05 |
| 日本 | 株式 | コーセー | 化学 | 20,600 | 3,099.91 | 63,858,211 | 2,525.00 | 52,015,000 | 1.99 |
| 日本 | 株式 | アサヒビール | 食料品 | 32,000 | 1,849.77 | 59,192,751 | 1,603.00 | 51,296,000 | 1.96 |
| 日本 | 株式 | ブリヂストン | ゴム製品 | 29,800 | 1,557.83 | 46,423,458 | 1,690.00 | 50,362,000 | 1.92 |
| 日本 | 株式 | 三越伊勢丹ホール ディングス | 小売業 | 55,300 | 1,105.26 | 61,121,339 | 910.00 | 50,323,000 | 1.92 |
| 日本 | 株式 | 東宝 | 情報・通信業 | 27,100 | 2,313.76 | 62,703,147 | 1,841.00 | 49,891,100 | 1.90 |
| 日本 | 株式 | 明治製菓 | 食料品 | 125,000 | 455.30 | 56,912,774 | 396.00 | 49,500,000 | 1.89 |
| 日本 | 株式 | 資生堂 | 化学 | 25,000 | 2,493.74 | 62,343,685 | 1,970.00 | 49,250,000 | 1.88 |
| 日本 | 株式 | ヤフー | 情報・通信業 | 1,543 | 46,052.94 | 71,059,696 | 31,850.00 | 49,144,550 | 1.88 |
| 日本 | 株式 | トヨタ自動車 | 輸送用機器 | 13,000 | 4,845.98 | 62,997,859 | 3,730.00 | 48,490,000 | 1.85 |

(注1)上位30銘柄

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価評価額の比率であります。

業種別投資比率

| 未住加及只比十 | | |
|---------|----------|---------|
| 種類 | 業種別 | 投資比率(%) |
| 株式 | 食料品 | 20.37 |
| | 化学 | 16.72 |
| | 小売業 | 12.98 |
| | 電気機器 | 11.29 |
| | 情報・通信業 | 7.86 |
| | 輸送用機器 | 4.95 |
| | 繊維製品 | 3.81 |
| | 卸売業 | 3.77 |
| | その他製品 | 3.37 |
| | 空運業 | 2.39 |
| | サービス業 | 2.36 |
| | ガラス・土石製品 | 2.16 |
| | ゴム製品 | 1.92 |
| | 石油・石炭製品 | 1.81 |
| | 精密機器 | 1.58 |
| | 合計 | 97.34 |

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該業種の時価評価額の比率です。

投資不動産物件 該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの 該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

| | 純資産総額 (百万円) | 1 万口当たり基準価額 (円) |
|---------------|----------------|--------------------|
| 第 1 特定期間末日 | 10,830 | 10,423 |
| (平成17年 9月15日) | (10,910) | (10,503) |
| 第 2 特定期間末日 | 15,979 | 10,471 |
| (平成18年 3月15日) | (16,699) | (11,171) |
| 第 3 特定期間末日 | 18,283 | 10,576 |
| (平成18年 9月15日) | (18,545) | (10,736) |
| 第 4 特定期間末日 | 17,365 | 10,390 |
| (平成19年 3月15日) | (18,253) | (10,890) |
| 第 5 特定期間末日 | 16,065 | 10,166 |
| (平成19年 9月18日) | (16,112) | (10,346) |
| 第6特定期間末日 | 13,825 | 9,225 |
| (平成20年 3月17日) | (13,870) | (9,405) |
| 第7特定期間末日 | 12,659 | 9,105 |
| (平成20年 9月16日) | (12,701) | (9,285) |
| 平成19年10月末 | 16,412 | 10,479 |
| 1 1月末 | 15,994 | 10,250 |
| 1 2 月末 | 15,895 | 10,315 |
| 平成20年 1月末 | 14,835 | 9,773 |
| 2月末 | 14,694 | 9,758 |
| 3月末 | 14,183 | 9,506 |
| 4月末 | 14,354 | 9,701 |
| 5月末 | 14,190 | 9,708 |
| 6月末 | 14,038 | 9,706 |
| 7月末 | 13,920 | 9,785 |
| 8月末 | 13,602 | 9,685 |
| 9月末 | 12,424 | 9,013 |
| 10月末 | 10,729 | 7,928 |

(注)カッコ内の数字は分配金付きの金額を表しています。

分配の推移

| | 1万口当たり税引前分配金 (円) |
|-----------------------------------|---------------------|
| 第 1 特定期間(平成17年 3月18日~平成17年 9月15日) | 80 |
| 第2特定期間(平成17年9月16日~平成18年3月15日) | 700 |
| 第 3 特定期間(平成18年 3月16日~平成18年 9月15日) | 160 |
| 第4特定期間(平成18年9月16日~平成19年3月15日) | 500 |
| 第 5 特定期間(平成19年 3月16日~平成19年 9月18日) | 180 |
| 第6特定期間(平成19年9月19日~平成20年3月17日) | 180 |
| 第7特定期間(平成20年3月18日~平成20年9月16日) | 180 |

収益率の推移

| | 収益率(%) |
|-----------------------------------|--------|
| 第 1 特定期間(平成17年 3月18日~平成17年 9月15日) | 5.03 |
| 第2特定期間(平成17年9月16日~平成18年3月15日) | 7.18 |
| 第 3 特定期間(平成18年 3月16日~平成18年 9月15日) | 2.53 |
| 第4特定期間(平成18年9月16日~平成19年3月15日) | 2.97 |
| 第 5 特定期間(平成19年 3月16日~平成19年 9月18日) | 0.42 |
| 第6特定期間(平成19年9月19日~平成20年3月17日) | 7.49 |
| 第7特定期間(平成20年3月18日~平成20年9月16日) | 0.65 |

⁽注)収益率とは、特定期間末の基準価額(分配付の額)から当特定期間の直前の特定期間末の 基準価額(分配落の額。第1期の場合は当該計算期間の期首の基準価額(当初1万口当たり 10,000円)。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除し て得た数に100を乗じて得た数をいいます。

6 手続等の概要

(1) 申込(販売)手続等

販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、ニューヨークもしくはパリの銀行休業日の場合には、お申込みの取扱いをいたしません。取得申込みの受付けは、営業日の午後3時(わが国の金融商品市場の半休日の場合には午前11時)までとさせていただきます。なお、午後3時(わが国の金融商品市場の半休日の場合には午前11時)を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの取得申込みを行う取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または委託会社に問い合わせる ことにより知ることができます。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 ^{まで}

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先: ホームページアドレス: http://www.sgam.co.jp/

最低申込口数および申込単位は 1 口単位または 1 円単位をもって、販売会社が定める単位とします。また、分配金の受取方法により、「自動けいぞく投資コース」 と「一般コース」があります。各申込コースとも販売会社によって名称が異なる場合があります。各申込コースの詳細は販売会社(販売会社については、前記 のお問い合わせ先にご照会ください。)へお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」とは、分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。また、販売会社によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに分配金を受け取る「定期引出」を選択することもできます。

また、販売会社により「投資信託定時定額購入プラン(販売会社によって名称が異な

る場合があります。)」等を取り扱う場合があります。詳しくは販売会社(販売会社については、前記 のお問い合わせ先にご照会ください。)へお問い合わせください。取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。委託会社は、取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

(2) 換金(解約)手続等

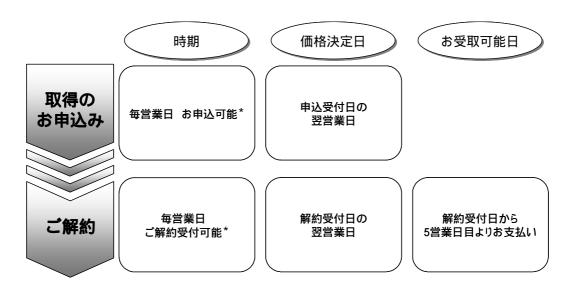
換金の請求を行う受益者(販売会社を含みます。)は、自己に帰属する受益権につき、 販売会社の営業日において、販売会社が定める解約単位をもって一部解約の実行の請求 (以下、「解約請求」といいます。)を行うことで換金ができます。解約請求は、振替 受益権をもって行うものとします。ただし、ニューヨークもしくはパリの銀行休業日の 場合には、解約請求の申込みの受付けは行いません。

解約請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の解約請求にかかるこの信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該解約請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。解約請求の申込みの受付けは、販売会社所定の時限までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。解約請求に関する詳細については販売会社(販売会社については、前記 のお問い合わせ先にご照会ください。)にお問い合わせください。解約の価額は、解約請求の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。なお解約代金は、解約受益者の解約請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。なお、換金(解約)手数料はありません。

受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。 委託会社は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が判断する場合、金融商 品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるとき は、解約請求の受付けを制限または中止すること、およびすでに受け付けた請求を取り 消すことができます。

買取請求による換金(解約)のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

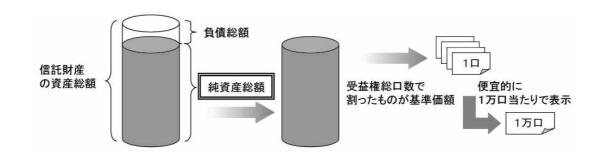


*ニューヨークもしくはパリの銀行休業日の場合、取得およびご解約のお申込みの受付けは行いません。

7 管理及び運営の概要

資産の評価 < 基準価額の算定 >

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下、「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。



< 基準価額の算出頻度と公表 >

基準価額は、委託会社によって毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。また基準価額は原則として、計算された日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。(朝刊のオープン基準価格欄[SGアセット]にて「ラブミー」の略称で掲載されます。)なお、基準価額は便宜上1万口当たりで表示されます。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

: フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104 お電話によるお問い合わせ先

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス:

http://www.sgam.co.jp/

追加信託金

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加 等の計算方 信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

法

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金 1 は、原則と して、受益者ごとの信託時の受益権の価額等 2 に応じて計算されるものと します。

1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの 信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数 により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時 の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつ ど調整されるものとします。

信託期間

平成 17 年 3月 18 日から平成 27 年 3月 16 日まで*です。

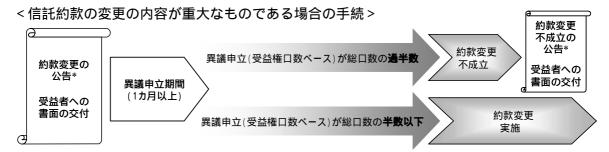
ただし信託期間中にこの信託契約を終了させる場合があります。詳細は後記「信託の 終了」をご覧ください。

計算期間

原則として毎月 16 日から翌月 15 日までとします。 ただし、各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは、翌営業日とします。

変更

- 信託約款の (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得 ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を 変更することができるものとし、あらかじめ、監督官庁に届け出ま す。
 - (b) 委託会社は、(a)の変更事項の内容が重大なものについては、あらかじ め、変更しようとする旨およびその内容を公告し、これらの事項を記 載した書面を受益者に交付します。ただし、全ての受益者に対して書 面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - (c) (b)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内(1 カ月以上)に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。
 - (d) (c)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総 口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。 信託約款の変更をしない場合は、変更しない旨およびその理由を公告 し、当該事項を記載した書面を受益者に対して交付します。ただし、 全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行 いません。



- * 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行ないません。
 - (e) (c)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

信託の終了 (信託契約 の解約)

- (a) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託 契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、あ らかじめ、監督官庁に届け出ます。
 - A 信託契約の一部を解約することにより、受益権口数に基準価額を乗じて 得られる純資産総額が10億円を下回ることとなった場合
 - B 信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき
 - C やむを得ない事情が発生したとき

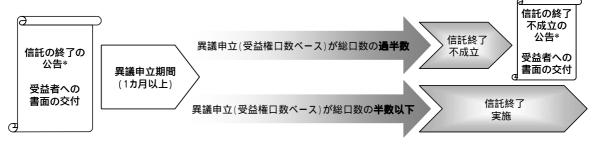
これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、その旨を記載した書面を受益者に交付します。 ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内(1カ 月以上)に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の 総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

信託契約の解約をしない場合は、解約しない旨およびその理由を公告 し、当該事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。 ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公 告を行いません。

<信託の終了の手続>



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行ないません。

- (b) (a)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。
- (c) 委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終 てさせます。
 - A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
 - B 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき
 - C 監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき

監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「信託約款の変更(d)」に該当する場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

運用報告書 毎年3月および9月の決算期末ごとおよび償還時に、当該期間の運用経 過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報 告書を作成し、販売会社より送付します。

公告日本経済新聞に掲載します。

開示 ファンドの有価証券報告書を毎年3月および9月の決算日終了後3カ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム(EDINET)によって提出されており、同庁が提供するホームページ(http://info.edinet-fsa.go.jp/)にて閲覧することができます。

第2 財務ハイライト情報

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、前期 (平成19年9月19日から平成20年3月17日まで)については改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、当期(平成20年3月18日から平成20年9月16日まで)については同内閣府令附則第2条第1項第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号により改正されておりますが、前期(平成19年9月19日から平成20年3月17日まで)については同内閣府令附則第3条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当期(平成20年3月18日から平成20年9月16日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ここに表示する財務諸表(「貸借対照表」および「損益及び剰余金計算書」)は、有価証券届出書「第三部ファンドの詳細情報 第4ファンドの経理状況」(投資信託説明書(請求目論見書))から抜粋して記載しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期(平成19年9月19日から平成20年3月17日まで)及び当期(平成20年3月18日から平成20年9月16日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けており、その証明にかかる監査報告書は当該財務諸表に添付されております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

りそな・SG レディース バランスファンド

1 貸借対照表

(単位:円)

| | | | (十四・13) |
|-----------|-----|----------------|----------------|
| | 期 別 | 前期 | 当期 |
| | | (平成20年3月17日現在) | (平成20年9月16日現在) |
| 科目 | | 金額 | 金額 |
| 資産の部 | | | |
| 流動資産 | | | |
| コール・ローン | | 119,083,520 | 111,156,176 |
| 親投資信託受益証券 | | 13,775,282,391 | 12,620,043,112 |
| 未収入金 | | 15,000,000 | - |
| 未収利息 | | 1,305 | 1,279 |
| 流動資産合計 | | 13,909,367,216 | 12,731,200,567 |
| 資産合計 | | 13,909,367,216 | 12,731,200,567 |
| 負債の部 | | | |
| 流動負債 | | | |
| 未払収益分配金 | | 44,958,044 | 41,710,697 |
| 未払解約金 | | 22,295,684 | 13,548,957 |
| 未払受託者報酬 | | 1,043,062 | 986,118 |
| 未払委託者報酬 | | 15,645,913 | 14,791,729 |
| その他未払費用 | | 260,754 | 833,322 |
| 流動負債合計 | | 84,203,457 | 71,870,823 |
| 負債合計 | | 84,203,457 | 71,870,823 |
| 純資産の部 | | | |
| 元本等 | | | |
| 元本 | | | |
| 元本 | | 14,986,014,701 | 13,903,565,762 |
| 剰余金 | | | |
| 期末欠損金 | | 1,160,850,942 | 1,244,236,018 |
| (分配準備積立金) | | (951,612,885) | (859,506,640) |
| 純資産合計 | | 13,825,163,759 | 12,659,329,744 |
| 負債・純資産合計 | | 13,909,367,216 | 12,731,200,567 |

2 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

| 期別 | 前期 | |
|---------------------|---------------|---------------|
| | 自 平成19年 9月19日 | 自 平成20年 3月18日 |
| | 至 平成20年 3月17日 | 至 平成20年 9月16日 |
| 科目 | 金額 | |
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 146,183 | 140,293 |
| 有価証券売買等損益 | 1,037,055,641 | 236,760,721 |
| 営業収益合計 | 1,036,909,458 | 236,901,014 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 6,482,581 | 5,895,202 |
| 委託者報酬 | 97,238,719 | 88,427,966 |
| その他費用 | 1,620,589 | 4,242,254 |
| 営業費用合計 | 105,341,889 | 98,565,422 |
| 営業利益金額又は営業損失金額() | 1,142,251,347 | 138,335,592 |
| 経常利益金額又は経常損失金額() | 1,142,251,347 | 138,335,592 |
| 当期純利益金額又は当期純損失金額() | 1,142,251,347 | 138,335,592 |
| 一部解約に伴う当期純損失金額分配額 | 2,365,096 | - |
| 一部解約に伴う当期純利益金額分配額 | - | 2,425,578 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 262,817,151 | 1,160,850,942 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 10,904,338 | 43,461,541 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額 | 5,457,139 | - |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額 | 5,447,199 | - |
| 当期一部解約に伴う欠損金減少額 | - | 43,461,541 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 17,771,936 | 3,134,841 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額 | 756,171 | - |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額 | 17,015,765 | - |
| 当期追加信託に伴う欠損金増加額 | - | 3,134,841 |
| 分配金 | 276,914,244 | 259,621,790 |
| 期末欠損金 | 1,160,850,942 | 1,244,236,018 |

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 期別 | 前期 | 当期 |
|---------------|------------------------|------------------------|
| | 自 平成19年 9月19日 | 自 平成20年 3月18日 |
| 項目 | 至 平成20年 3月17日 | 至 平成20年 9月16日 |
| 1.運用資産の評価基準及び | 親投資信託受益証券 | 親投資信託受益証券 |
| 評価方法 | 基準価額で評価しております。 | 同左 |
| | | |
| 2.費用・収益の計上基準 | 有価証券売買等損益の計上基準 | 有価証券売買等損益の計上基準 |
| | 約定日基準で計上しております。 | 同左 |
| | | |
| 3. その他 | 当ファンドの特定期間は前期末及び当期 | 当ファンドの特定期間は前期末及び当期 |
| | 末が休日のため、平成19年9月19日から平成 | 末が休日のため、平成20年3月18日から平成 |
| | 20年3月17日までとなっております。 | 20年9月16日までとなっております。 |

第3 内国投資信託受益証券事務の概要

1 受益者に対する特典 該当事項はありません。

2 受益証券名義書換えの事務等

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権 を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定 が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむ を得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名 式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更 の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

受益者は、その帰属する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の帰属する受益権の口数の減少および譲受人に帰属する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、 約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4 ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」(投資信託説明書(請求目論見書))の記載項目は以下の通りです。

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込(販売)手続等
 - 2 換金(解約)手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2 ファンドの現況 純資産額計算書
- 第5 設定及び解約の実績

りそな・S G レディース・パランスファンド 約款

第17条に基づき、委託者の定める運用の基本方針はの ものとします。

1.基本方針

この投資信託は、インカムゲインを中心とした安定的な収益の確保と中長期的な信託財産の成長を図ることを目標として運用を行います。

2. 運用方針

(1)投資対象

主として「SG 海外国債 マザーファンド」受益証券 および「SG レディース 国内株式 マザーファンド」受益証券(各ファンドは親投資信託。以下、両親投資信託を総称して「マザーファンド」という場合があります。)を投資対象とします。このほか、外国債券および国内株式に直接投資することがあります。

(2)投資態度

マザーファンドへの投資を通じて、主として外国債券および国内株式に分散投資を行うことにより、インカムゲインを中心とした安定的な収益の確保と、中長期的な信託財産の成長を目指します。

- 1 外国債券部分は、「SG 海外国債 マザーファンド」受益証券への投資を通じて、主として日本を除くG7(アメリカ、カナダ、ドイツ、フランス、イタリア、イギリス)各国の政府または政府機関等が発行する債券(以下「ソブリン債」といいます。)に投資し、インカムゲインを中心とした安定的な収益の確保を目指します。ただし、市場環境によってはG7以外のOECD加盟国が発行するソブリン債(原則としてAA格相当以上)に投資することがあいます
- 2 国内株式部分は、「SG レディース 国内株式 マザーファンド」受益証券への投資を通じてわが国 の金融商品取引所上場企業のうち、企業ブランド価 値の女性による認知度・評価度が高いと考えられる 企業の株式に投資し、中長期的な信託財産の成長を 目標として運用を行います。

資産の実質投資比率は、外国債券への投資を75%程度、国内株式への投資を25%程度とすることを基本とします。

原則として実質外貨建資産の為替へッジは行いません。ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

(3)投資制限

株式への実質投資割合には、制限を設けません。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。

新株引受権証券および新株予約権証券への実質投 資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 20%以内とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券 への実質投資割合は、取得時において信託財産の純 資産総額の10%以内とします。

同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債 のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株 予約権付社債についての社債であって当該社債と当 該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下会社法施行前の旧商法第341条 / 3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。

投資信託証券(親投資信託を除く)への実質投資割 合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

3. 収益分配方針

毎決算時(原則として毎月15日)に、原則として以下 の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配額は、委託者が基準価額水準等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者 の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託

りそな・SG レディース バランスファンド 約 款

【信託の種類、委託者および受託者】

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託財産に属する財産についての 対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11 年法律第62号)の適用を受けます。

【信託事務の委託】

第2条 受託者は、信託法第26条第1項に基づき、信託 事務の処理の一部について、金融機関の信託業 務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定に よる信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機 関と信託契約を締結し、これを委託することが できます。

【信託の目的、金額および信託金の限度額】

第3条 委託者は、金6,695,985,980円を受益者のため に利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを 引き受けます。

> 委託者は、受託者と合意のうえ、金3,000億円 を限度として信託金を追加できるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受け を証する書面を委託者に交付します。

> 委託者は、受託者と合意のうえ、第2項の限度額を変更することができるものとします。

【信託期間】

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から平成27 年3月16日までとします。

【受益権の取得申込みの勧誘の種類】

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、 金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項に定める公募により行われます。

【受益権の分割および再分割】

第6条 委託者は、第3条第1項の規定による受益権に

ついては6,695,985,980口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第8条 第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受益権の再分割を行ないません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

【当初の受益者】

第7条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

【追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法】

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の 基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口 数を乗じた額とします。

この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および第29条に規定する借入有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国といいます。)、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

第28条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

【信託日時の異なる受益権の内容】

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

【受益権の帰属と受益証券の不発行】

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社 債等の振替に関する法律(政令で定める日以降 「社債、株式等の振替に関する法律」となった 場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の 振替に関する法律」を含め「社振法」といいま す。以下同じ。)の規定の適用を受けることと し、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、 委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取 り扱うことについて同意した一の振替機関(社 振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以 下「振替機関」といいます。) 及び当該振替機 関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定 する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、 以下「振替機関等」といいます。)の振替口座 簿に記載または記録されることにより定まりま す(以下、振替口座簿に記載または記録される ことにより定まる受益権を「振替受益権」とい います。)。

> 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替構 関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り 消された場合または当該指定が効力を失った場 合であって、当該振替機関の振替業を承継する

者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第6条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権 を振替受入簿に記載または記録を申請すること ができるものとし、原則としてこの信託の平成 18年12月29日現在のすべての受益権(受益権に つき、既に信託契約の一部解約が行われたもの で、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開 始日が平成19年 1月4日以降となるものを含み ます。)を受益者を代理して平成19年1月4日に 振替受入簿に記載または記録するよう申請しま す。ただし、保護預りではない受益証券にかか る受益権については、信託期間中において委託 者が受益証券を確認した後当該申請を行うもの とします。振替受入簿に記載または記録された 受益権にかかる受益証券 (当該記載または記録 以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分 配金交付票を含みます。以下同じ。)は無効と なり、当該記載または記録により振替受益権と なります。また、委託者は、受益者を代理して この信託の受益権を振替受入簿に記載または記 録を申請する場合において、指定販売会社(委 託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に 規定する第一種金融商品取引業を行う者および 委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項 に規定する登録金融機関をいいます。以下同 じ。)に当該申請の手続きを委任することがで きます。

【受益権の設定に係る受託者の通知】

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

【受益権の申込単位、価額および手数料】

第12条 指定販売会社は、第6条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1口単位をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。最低申込口数および申込単位は、指定販売会社が個別に定めることができるものとします。

前項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みにかかる1口当りの受益権の価額は、

1 円に、手数料および当該手数料にかかる消費 税等に相当する金額を加算した価額とします。 また、取得申込日がニューヨークもしくはパリ の銀行休業日の場合には、取得の申込みの受付 けを行わないものとします。

前2項の取得申込者は指定販売会社に、取得申 込と同時にまたは予め、自己 のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振 替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当 該取得申込者に係る口数の増加の記載または記 録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当 該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当 該取得申込の口数を乗じて得た額をいいま す。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該 取得申込者に係る口数の増加の記載または記録

を行なうことができます。 前項の場合の手数料の額は、指定販売会社がそれぞれ定めるものとします。

じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付けを停止することおよび既に受け付けた取得申込みを取り消すことができます。

【受益権の譲渡に係る記載または記録】

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合 には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が 記載または記録されている振替口座簿に係る振 替機関等に振替の申請をするものとします。 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等 は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の 口数の減少および譲受人の保有する受益権の口 数の増加につき、その備える振替口座簿に記載 または記録するものとします。ただし、前項の 振替機関等が振替先口座を開設したものでない 場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の 振替機関等に社振法の規定にしたがい、譲受人 の振替先口座に受益権の口数の増加の記載また は記録が行なわれるよう通知するものとします。 委託者は、第1項に規定する振替について、当 該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載また は記録されている振替口座簿に係る振替機関等 と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が 異なる場合等において、委託者が必要と認める ときまたはやむをえない事情があると判断した ときは、振替停止日や振替停止期間を設けるこ

とができます。

【受益権の譲渡の対抗要件】

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿 への記載または記録によらなければ、委託者および受 託者に対抗することができません。

【投資の対象とする資産の種類】

- 第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類 は、次に掲げるものとします。
 - 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資 信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で 定めるものをいいます。以下同じ。)とします。 イ.有価証券
 - ロ.デリバティブ取引(金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいいます。)にかかる権利のうち、次に掲げる権利
 - (1)有価証券先物取引(金融商品取引法第28条 第8項第3号イに掲げるものをいいます。 以下同じ。)にかかる権利
 - (2)有価証券指数等先物取引(金融商品取引法 第28条第8項第3号ロに掲げるものをいい ます。以下同じ。)にかかる権利
 - (3)有価証券オプション取引(金融商品取引法 第28条第8項第3号八に掲げるものをいい ます。以下同じ。)にかかる権利
 - (4)外国金融商品市場において行う取引であって、(1)から(3)までに掲げる取引と類似の取引にかかる権利
 - (5)有価証券店頭指数等先渡取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ロに掲げるものをいいます。)にかかる権利
 - (6)有価証券店頭オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第4号ハおよび二に掲げるものをいいます。)にかかる権利
 - (7)有価証券店頭指数等スワップ取引(金融商 品取引法第28条第8項第4号ホに掲げるも のをいいます。)にかかる権利
 - (8)金融先物取引(証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成18年法第66号)第1条の規定による廃止前の金融先物取引法(昭和63年法第77号)第2条第1項に規定するものをいいます。)にかかる権利
 - (9)金融デリバティブ取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内 閣府令(平成19年内閣府令第61号)第1条の規定による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成12年総理府令第129号)第4条各号に規定するものをいい、金融先物取引を除きます。)に係る権利((1)から(8)までに掲げるものに該当するものを除きます。)

八.金銭債権

- 二.約束手形
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

【運用の指図範囲】

第16条 委託者は、信託金を主としてソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社を委託者とし、りそな信託銀行株式会社を受託者として締結されたSG レディース 国内株式 マザーファン

ド受益証券およびSG 海外国債 マザーファンド受益証券(それぞれを親投資信託といいます。両親投資信託を総称してマザーファンドという場合があります。以下同じ。)ならびに第1号から第21号までの有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.株券または新株引受権証書
- 2. 国債証券
- 3. 地方債証券
- 4.特別の法律により法人の発行する債券
- 5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
- 7.特別の法律により設立された法人の発行する出 資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で 定めるものをいいます。)
- 8.協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融 商品取引法第2条第1項第7号で定めるものを いいます。)
- 9. 資産の流動化に関する法律に規定する優先出資証券(単位未満優先出資証券を含みます。)または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の 新株引受権証券を含みます。以下同じ。) およ び新株予約権証券
- 12.外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融 商品取引法第2条第1項第10号で定めるものを いいます。)
- 14.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法 第2条第1項第11号で定めるものをいいま す。)
- 15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16. オプションを表示する証券または証書(金融商 品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい い、有価証券に係るものに限ります。)
- 17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2 条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受 益証券に限ります。)
- 20.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に表示されるべきもの
- 21. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号ならび

に第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券および第12号ならびに第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券の ほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第 2条第2項の規定により有価証券とみなされる 同項各号に掲げる権利を含みます。次項におい て同じ。)により運用することを指図すること ができます。

1.預金

- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項 第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形
- 5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法 第2条第2項第1号で定めるもの
- 6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第1号から第6号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券(マザーファンドを除きます。以下同じ。)の時価総額と親投資信託に属する当該投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することができます。 また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

【受託者の自己または利害関係人等との取引】

第16条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることが ないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法 人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、 委託者の指図により、受託者および受託者の利害関係 人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準 用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関 係人をいいます。以下本条および第29条において同じ。)、第29条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前2条に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

前項の取扱いは、第20条から第23条ならびに第33条から第35条における委託者の指図による取引についても同様とします。

【運用の基本方針】

第17条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に 定める運用の基本方針にしたがって、その指図 を行います。

【投資する株式等の範囲】

第18条 委託者が投資することを指図する株式、新株引 受権証券および新株予約権証券は、金融商品取 引所(この約款において、金融商品取引法第2 条第16項に規定する金融商品取引所および金融 商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外 国金融商品市場を「取引所」といい、取引所の うち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を 行う市場および当該市場を開設するものを「金 融商品取引所」といいます。以下同じ。)に上 場されている株式の発行会社の発行するもの、 金融商品取引所に準ずる市場において取引きさ れている株式の発行会社の発行するものとしま す。ただし、株主割当または社債権者割当によ り取得する株式、新株引受権証券および新株予 約権証券については、この限りではありません。 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録 予定の株式、新株引受権証券および新株予約権 証券で目論見書等において上場または登録され ることが確認できるものについては、委託者が 投資することを指図することができるものとし ます。

【同一銘柄の株式等への投資制限】

第19条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の20を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額と親投資信託に属する当該同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上がり等により100分の10を超えることとなった場合には、速やかにこれを調整します。

委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し

得ないことをあらかじめ明確にしているもの (以下会社法施行前の旧商法第341条 J3第1項 第7号および第8号の定めがある新株予約権付社 債を含め「転換社債型新株予約権付社債」とい います。)の時価総額と親投資信託に属する当 該同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予 約権付社債の時価総額のうち信託財産に属する とみなした額との合計額が、信託財産の純資産 総額の100分の10を超えることとなる投資の指 図をしません。ただし、有価証券の値上がり等 により100分の10を超えることとなった場合に は、速やかにこれを調整します。

前3項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属する親投資信託の時価総額に親投資信託の信託財産の純資産総額に占める 当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

【先物取引等の運用指図】

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券 先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号 イに掲げるものをいいます。)、有価証券指数 等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号八に掲げるものをいいます。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。 なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします(以下同じ。)。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

【スワップ取引の運用指図】

第21条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の 契約期限が、原則として第4条に定める信託期 間を超えないものとします。ただし、当該取引 が当該信託期間内で全部解約が可能なものにつ いてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属すると見なした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、

信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の 提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担 保の提供あるいは受入れの指図を行うものとし ます。

【金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図】

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財 産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマ ザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引 の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみ なした額との合計額(以下、「金利先渡取引の 想定元本の合計額」といいます。)が、信託財 産にかかる保有金利商品の時価総額とマザー ファンドの信託財産にかかる保有金利商品の時 価総額のうち信託財産に属するとみなした額と の合計額(以下、「保有金利商品の時価総額の 合計額」といいます。)を超えないものとしま す。なお、信託財産の一部解約等の事由により、 上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少し て、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金 利商品の時価総額の合計額を超えることとなっ た場合には、委託者は速やかに、その超える額 に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図す るものとします。

前項において、マザーファンドの信託財産にか かる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託 財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にあかる金利先渡取引の想定元元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資ンの総額にマザーファンドの信託財産の共産の時価総額の割合を乗じて得た額をによります。また、おる保有金利の時価総額の方ち信託財産にかかる保有金利の時価総額によりに属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額を言います。

為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下、「為替先渡取引の

想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした領の合計額」といいます。)を超えないものもます。なお、信託財産の一部解約等の事計額が保有外貨建資産の時価総額の合計額が保有外貨建資産の時価総額が高さととなった場合には、委託者は速やかに、の超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

前項において、マザーファンドの信託財産にか かる為替先渡取引の想定元本の総額のうち信託財 産に属するとみなした額とは、マザーファンドの 信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額 にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占め る信託財産に属するマザーファンドの受益証券の 時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、 マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨建 産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした 額とは、マザーファンドの信託財産にかかる保有外貨 建資産の時価総額にマザーファンドの信託財 産の純資産総額に占める信託財産に属するマザー ファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得 た額をいいます。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに 算出した価額で行うものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を 行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要 と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの 指図を行うものとします。

【有価証券の貸付の指図および範囲】

- 第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
 - 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の 時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価 合計額の50%を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社 債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する 公社債の額面金額の合計額の50%を超えないも のとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった 場合には、委託者は、速やかにその超える額に 相当する契約の一部の解約を指図するものとし ます

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

【信用取引の指図範囲】

第24条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、当該売付けにかかる 建玉の時価総額と親投資信託に属する当該売付 けにかかる建玉の時価総額との合計額が信託財 産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる建玉の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。委託者は、第1項の取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

【公社債の空売りの指図範囲】

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債(信託財産により借入れた公社債を含みます。)の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。前項の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。

【公社債の借入れ】

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時 価総額が信託財産の純資産総額の範囲内としま す。

信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を決済するための指図をするものとします。

第1項の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。

【特別の場合の外貨建有価証券への投資制限】

第27条 外貨建有価証券への投資については、わが国の 国際収支上の理由等により特に必要と認められ る場合には、制約されることがあります。

【外国為替予約の指図】

第28条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

前項の予約取引の指図は、信託財産に属する為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避する

ためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。

前項の限度額を超えることとなった場合には、 委託者は所定の期間内に、その超える額に相当 する為替予約の一部を解消するための外国為替 の売買の予約取引の指図をするものとします。

【信託業務の委任等】

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます。)を委託先として選定します。

- 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産 その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整 備されていること
- 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制 が整備されていること

受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、 当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託者および委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。

- 1.信託財産の保存にかかる業務
- 2.信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
- 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその 他の信託の目的の達成のため必要な行為にかかる業 務
- 4.受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

【有価証券の保管】

第30条 (削除)

【混蔵寄託】

第31条 金融商品取引業者(金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に金融商品取引業者の名義で混蔵寄託することができるものとします。

【信託財産の登記等および記載等の留保等】

第32条 信託の登記または登録をすることができる信託 財産については、信託の登記または登録をする こととします。ただし、受託者が認める場合は、 信託の登記または登録を留保することがありま す。

> 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、 速やかに登記または登録をするものとします。 信託財産に属する旨の記載または記録をする

ことができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

動産(金銭を除きます。)については、外形上 区別することができる方法によるほか、その計 算を明らかにする方法により分別して管理する ことがあります。

【一部解約の請求および有価証券売却等の指図】

第33条 委託者は、信託財産に属する親投資信託の受益 証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならび に信託財産に属する有価証券の売却等の指図が できます。

【再投資の指図】

第34条 委託者は、前条の規定による親投資信託受益証券一部解約の代金および有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

【資金の借入れ】

第35条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

【損益の帰属】

第36条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生 じた利益および損失は、すべて受益者に帰属し ます。

【受託者による資金の立替え】

第37条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、 株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、 株式の配当金およびその他の未収入金で、信託 終了日までにその金額を見積りうるものがある ときは、受託者がこれを立て替えて信託財産に 繰入れることができます。 前2項の立替金の決済および利息については、 受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

【信託の計算期間】

第38条 この信託の計算期間は、毎月16日から翌月15日 までとすることを原則とします。ただし、第1 期の計算期間は平成17年3月18日から平成17年6 月15日までとします。

前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のときは、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

【信託財産に関する報告】

第39条 受託者は、毎決算期末に損益計算を行い、信託 財産に関する報告書を作成して、これを委託者 に提出します。

> 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、 信託財産に関する報告書を作成して、これを委 託者に提出します。

【信託事務の諸費用】

第40条 信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、法律・税務顧問への報酬、印刷費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等を含みます。)および受託者の立て替えた立替金の利息は受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。信託財産に関する租税、信託事務等に要する諸費用、受託者の立て替えた立替金の利息およびその他信託財産に関する費用(信託報酬および当該信託報酬に対する消費税等に相当する金額を除きます。)を以下「諸経費」といいます。

第2項において諸費用の上限、固定率または固定 金額を定める場合、かかる費用の額は、第38条に 規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資 産総額に応じて計算し、委託会社が定める時期に 当該消費税等相当額とともに信託財産中より支弁 します。

固定率または固定金額を変更することができま

第1項に定める信託事務の処理等に要する諸費 用は、マザーファンドに関連して生じた諸費用 のうちマザーファンドにおいて負担せずかつ委託者の合理的判断によりこの信託に関連して生じたと認めるものを含みます。

【信託報酬の額および支弁の方法】

第41条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第38 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産 の純資産総額に年10,000分の128の率を乗じて 得た額とします。

> 前項の信託報酬は、毎計算期末または信託終了 のとき信託財産中から支弁するものとし、委託 者と受 託者との間の配分は別に定めます。 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する

> 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する 金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産から 支弁します。

【収益の分配方式】

第42条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、 次の方法により処理します。

- 1.配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
- 2 . 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。)は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補填した後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損 失は、次期に繰越します。

【 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責 】

第43条 受託者は、収益分配金については原則として支 払開始日までに、償還金(信託終了時における 信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額 をいいます。以下同じ。)については第44条第 4項に規定する支払開始日までに、一部解約金 については第44条第5項に規定する支払日まで に、その全額を委託者の指定する預金口座等に 払い込みます。

> 受託者は、前項の規定により委託者の指定する 預金口座等に収益分配金、償還金および一部解 約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払い につき、その責に任じません。

【収益分配金、償還金および一部解約金の支払い】

第44条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし

ます。)に支払います。なお、平成19年1月4日 以降においても、第45条の規定する時効前の収 益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおそ の効力を有するものとし、当該収益分配交付票 と引き換えに受益者に支払います。

前項の規定にかかわらず、指定販売会社との間 に締結した別に定める契約に基づいて収益分配 金を再投資する受益者に対しては、受託者が委 託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。なお、これらの場合における1口当たりの取得価額は原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

あらかじめ、前項の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込を中止することを申し出た場合においては、前項の規定にかかわらず、当該受益権に帰属する収益分配金を当該計算期間終了日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

償還金は、信託終了日後1カ月以内の委託者の 指定する日から、信託終了日において振替機関 の振替口座簿に記載または記録されている受益 者(信託終了日以前において一部解約が行なわ れた受益権にかかる受益者を除きます。また、 当該信託終了日以前に設定された受益権で取得 申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記 載または記録されている受益権については原則 として取得申込者とします。)に支払います。 なお、当該受益者は、その口座が開設されてい る振替機関等に対して委託者がこの信託の償還 をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権 の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、 社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座 において当該口数の減少の記載または記録が行 なわれます。また、受益証券を保有している受 益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ 月以内の委託者の指定する日から受益証券と引 き換えに当該受益者に支払います。

一部解約金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として5営業日目から受益者に支払います。

前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、 指定販売会社の営業所等において行うものとします

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる 収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託 時の受益権の価額等に応じて計算されるものと します。

前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「受益者ごとの

信託時の受益権の価額等」とは、原則として、 受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追 加信託のつど当該口数により加重平均され、収 益分配のつど調整されるものとします。

【収益分配金および償還金の時効】

第45条 受益者が、収益分配金について第44条第1項に 規定する支払開始日から5年間その支払いを請 求しないとき、ならびに信託終了による償還金 については第44条第4項に規定する支払開始日 から10年間その支払いを請求しないときは、そ の権利を失い、委託者が受託者から交付を受け た金銭は、委託者に帰属します。

【信託契約の一部解約】

第46条 受益者(指定販売会社を含みます。)は、自己 に帰属する受益権につき、委託者に1口単位を もって一部解約の実行を請求することができま す。ただし、一部解約の実行を請求する日が、 ニューヨークもしくはパリの銀行休業日の場合 には、一部解約の実行請求の受付けは行いませ か。

受益者が、平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求をするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第一項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額とします。

信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを制限または停止することおよび既に受け付けた申込みを取り消すことができます。

前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、第4項の規定に準じて算出した価額とします。

【質権口記載または記録の受益権の取り扱い】

第47条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または

記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令にしたがって取り扱われます。

【信託契約の解約】

第48条 委託者は、次の場合においては、受託者と合意 のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了さ せることができます。この場合において、委託 者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督 官庁に届け出ます。

- 1.信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
- 2. やむを得ない事情が発生したとき
- 3.信託契約の一部を解約することにより、受益権 口数に基準価額を乗じた純資産総額が10億円を 下回ることとなったとき

委託者は、前項の事項について、あらかじめ、 解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を 記載した書面をこの信託契約に係る知られたる 受益者に対して交付します。ただし、この信託 契約に係るすべての受益者に対して書面を交付 したときは、原則として、公告を行いません。 前項の公告および書面には、受益者で異議のあ る者は一定の期間内に委託者に対して異議を述 べる旨を付記します。なお、一定の期間は1カ 月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が1カ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

委託者は、次の場合においては、この信託契約 を解約し、信託を終了させます。

- 1.委託者が解散したとき、または業務を廃止したとき
- 2.委託者が監督官庁より登録の取消しを受けた
- 3.監督官庁から信託契約の解約の命令を受けた

委託者は、前項により信託契約を解約するときは、第2項の規定にしたがいます。ただし、前項第1号および第2号により解約するときは、第2項ただし書きの適用はないものとします。

【信託約款の変更】

第49条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が 重大なものについて、あらかじめ、変更しよう とする旨およびその内容を公告し、かつ、これ らの事項を記載した書面をこの信託契約にかか る知られたる受益者に対して交付します。ただ し、この信託契約に係るすべての受益者に対し て書面を交付したときは、原則として、公告を 行いません。

前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べる旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。

前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。

委託者は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託 約款を変更しようとするときは、第1項から第 5項の規定にしたがいます。

【反対者の買取請求権】

第50条 第48条に規定する信託契約の解約または前条に 規定する信託約款の変更を行う場合において、 第48条第3項または前条第3項の一定の期間内 に委託者に対して異議を述べた受益者は、指定 販売会社を通じ受託者に対し、自己に帰属する 受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請 求することができます。

> 前項の場合の取扱いは、受託者、委託者および 指定販売会社が協議の上、決定するものとしま す。この買取請求権の内容および買取請求の手 続きに関する事項は、第48条第2項または前条 第2項に規定する公告または書面に付記します。

【委託者および受託者の業務引継】

第51条 監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第49条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

監督官庁が、この信託契約に関する受託者の業務を他の信託会社または信託業務を営む銀行に引き継ぐことを命じたときは、委託者と当該信託会社または銀行との間においてこの信託を存続させることができます。

【委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い】

第52条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

【受託者の辞任および解任に伴う取扱い】

第53条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、

委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任 を請求することができます。受託者が辞任した 場合、または裁判所が受託者を解任した場合、 委託者は、第49条の規定にしたがい、新受託者 を選任します。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託 者はこの信託契約を解約し、信託を終了させま す。

【公告】

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済 新聞に掲載します。

【信託約款に関する疑義の取扱い】

第55条 この信託約款の解釈について疑義を生じたとき は、委託者と受託者との協議により定めます。

【付則】

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11 条、第13条から第17条の規定および受益権と読み 替えられた受益証券に関する規定は、委託者がや むを得ない事情等により受益証券を発行する場合 には、なおその効力を有するものとします。

上記条項により信託契約を締結します。

平成17年3月18日(信託契約締結日)

委託者ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 受託者りそな信託銀行株式会社





投資信託説明書 (請求目論見書) 2008.12





有価証券届出書の表紙記載項目

| 有価証券届出書提出日 | 平成20年5月29日 |
|------------|-------------------------|
| 発 行 者 名 | ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 |
| 代表者の役職氏名 | 代表取締役社長 出川 昌人 |
| 本店の所在の場所 | 東京都中央区日本橋兜町5番1号 |

届出の対象とした募集

| 募集内国投資信託受益証券に 係るファンドの名称 | りそな・SG レディース バランスファンド (愛称:「Love Me!(ラブ・ミー!)」) |
|----------------------------|--|
| 募集内国投資信託受益証券 の金額 | 継続募集額:上限 3,000 億円 |
| 有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所 | 該当事項はありません |

目次

| 第 1 | ファンドの沿革 | •••••• | 1 |
|------------|-----------|--------|----|
| 第 2 | 手続等 | •••••• | 1 |
| 1 | 申込(販売)手続等 | ••••• | 1 |
| 2 | 換金(解約)手続等 | ••••• | 2 |
| 第 3 | 管理及び運営 | ••••• | 3 |
| 1 | 資産管理等の概要 | ••••• | 3 |
| 2 | 受益者の権利等 | ••••• | 7 |
| 第 4 | ファンドの経理状況 | ••••• | 8 |
| 1 | 財務諸表 | ••••• | 11 |
| 2 | ファンドの現況 | ••••• | 27 |
| 第 5 | 設定及び解約の実績 | ••••• | 28 |

- 1.「りそな・SG レディース バランスファンド」の募集については、委託会社は金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定に基づく有価証券届出書を平成20年5月29日に関東財務局長に提出しており、平成20年6月14日にその届出の効力が生じております。また、金融商品取引法第7条の規定により有価証券届出書の訂正届出書を平成20年12月15日に関東財務局長に提出しております。
- 2.この投資信託説明書(請求目論見書)は、金融商品取引法第13条の規定にもとづく目論見書のうち、同法第15条第3項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際に請求があった場合に交付される目論見書です。
- 3.「りそな・SG レディース バランスファンド」の価額は、同ファンドに組み入れられる有価証券等の 値動き、為替相場の変動等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆様に 帰属いたします。当ファンドは元本が保証されているものではありません。

第1 ファンドの沿革

平成 17 年 3 月 18 日 ファンドの信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

第2 手続等

- 1 申込(販売)手続等
- (1)販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、ニューヨークもしくはパリの銀行休業日の場合には、お申込みの取扱いをいたしません。取得申込みの受付けは、営業日の午後3時(わが国の金融商品市場の半休日の場合には午前11時)までとさせていただきます。なお、午後3時(わが国の金融商品市場の半休日の場合には午前11時)を過ぎてのお申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの取得申込みを行う取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、販売会社に対しファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

(2) ファンドの価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日に計算され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先 : フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先: ホームページアドレス: http://www.sgam.co.jp/

(3) 最低申込口数および申込単位は1口単位または1円単位をもって、販売会社が定める単位とします。また、分配金の受取方法により、「自動けいぞく投資コース」と「一般コース」があります。各申込コースとも販売会社によって名称が異なる場合があります。各申込コースの詳細は販売会社(販売会社については、前記(2)のお問い合わせ先にご照会ください。)によって取り扱う申込コースは異なる場合がありますので、詳しくは販

売会社または委託会社へお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」とは、分配金を税引き後無手数料で自動的に再投資するコースのことをいいます。また、販売会社によっては、自動的に分配金の再投資を行わず、収益の分配が行われたときに分配金を受け取る「定期引出」を選択することもできます。

また、販売会社により「投資信託定時定額購入プラン(販売会社によって名称が異なる場合があります。)」等を取り扱う場合があります。詳しくは販売会社(販売会社については、前記(2)のお問い合わせ先にご照会ください。)へお問い合わせください。

- (4) 取得申込時には申込手数料をご負担いただくものとします。ただし、「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、申込手数料はありません。
- (5) 委託会社は、取得申込総額が多額な場合、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または金融商品市場における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付けを取消すことができます。

2 換金(解約)手続等

(1) 受益者(販売会社を含みます。)は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、以下の解約単位をもって一部解約の実行の請求(以下、「解約請求」といいます。)を行うことで換金ができます。

ただし、ニューヨークもしくはパリの銀行休業日の場合には、解約の申込みの受付け は行いません。

解約請求の申込みの受付けは、販売会社所定の時限までとし、受付時間を過ぎた場合は翌 営業日の取扱いとします。

- (2)解約の価額は、解約請求の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額とします。なお 解約代金は、解約受益者の解約請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日 目から受益者に支払います。なお、換金(解約)手数料はありません。
- (3) 受益者が、換金にかかる解約請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (4) 委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (5) 委託会社は、信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が判断する場合、金融商品市場における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付けを制限または中止すること、およびすでに受け付けた請求を取り消すことができます。

買取請求による換金 (解約)のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問い合わせください。

(6) 前記(5)により一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該ファンドの一部解約の価額は、当該一部解約の実行の受付けの中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして前記(2)の規定に準じて算出した価額とします。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

平成19年1月4日以降の換金にかかる換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって 行うものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行しています。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご留意ください。

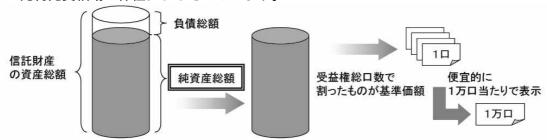
第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
- (1) 資産の評価

基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

なお、外貨建資産の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算し、予約為替の評価は、原則としてわが国における計算日の対顧客 先物売買相場の仲値によるものとします。



基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社によって毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問い合わせることにより知ることができます。

お問い合わせは

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 まで

お電話によるお問い合わせ先: フリーダイヤル(コールセンター)0120-498-104

受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで

(わが国の金融商品市場の半休日の場合は午前9時から正午まで)

インターネットでのお問い合わせ先 : ホームページアドレス: http://www.sgam.co.jp/

また基準価額は原則として、計算日の翌日の日本経済新聞に掲載されます。 (朝刊のオープン基準価格欄「SGアセット)にて「ラブミー」の略称で掲載されます。

なお、基準価額は1万口当たりで表示されます。

追加信託金の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権 の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金 1 は、原則として、受益者ごと の信託時の受益権の価額等 2 に応じて計算されるものとします。

- 1「収益調整金」とは、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、受益者ごとの信託 時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により 加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- 2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(2) 保管

該当事項はありません。

(3) 信託期間

ファンドの信託期間は、平成 17 年 3 月 18 日から平成 27 年 3 月 16 日までです。

ただし信託期間中に「(5) その他 信託の終了」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 信託の終了」をご覧ください。

(4) 計算期間

この信託の計算期間は、原則として毎月16日から翌月15日までとします。

前記 にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。) が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期 間が開始されるものとします。

(5) その他

償還金

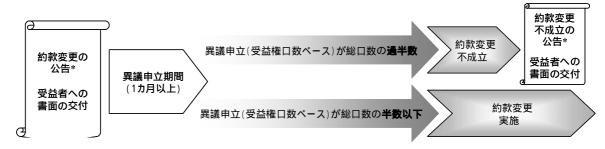
償還金は、信託終了日から後1カ月以内の委託会社の指定する日(原則として償還日 (償還日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日目)から販売会社でお支払 いを開始します。

信託約款の変更

- (イ)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生 したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、 あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
- (ロ)委託会社は、(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いま

せん。

- (八)(口)の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。
- (二)(八)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託約款の変更をしません。委託会社は、この信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ホ)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、 (イ)から(八)の規定にしたがいます。
- (へ)(八)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。



* 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行ないません。

関係法人との契約の更改等に関する手続

委託会社と販売会社の間で締結する販売契約において、当該契約書において定められた 事項に変更の必要があると認められた場合、疑義を生じた場合、または当該契約に定め のない事項が生じたときは、その都度、委託会社と販売会社が協議のうえ、決定します。 また、有効期間は当初1カ年とし、期間満了の3カ月前までに委託会社および販売会社 のいずれからも別段の意思表示のない時は、自動的に1年間延長されるものとし、自動 延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「信託約款の変更」の(イ)から(二)の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

運用報告書の作成

委託会社は、毎年3月および9月の決算期末ごとおよび償還時に、当該期間の運用経過、 組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販 売会社より送付します。

信託の終了

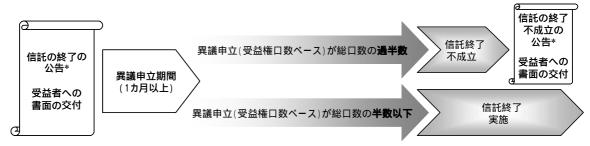
- (イ)委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、 信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解 約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - A.信託契約を解約することが受益者に有利であると認めたとき
 - B. やむを得ない事情が発生したとき
 - C . 信託契約の一部を解約することにより、受益権口数が 10 億口を下回ることとなったと きやむを得ない事情が発生したとき

これらの場合、委託会社は、前述の事項について、あらかじめ、解約しようとする 旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益 者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書 面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

この公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1カ月を下らないものとします。そして、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、信託契約の解約をしません。

この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、 これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者 に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(ロ)(イ)の一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。



- * 全ての受益者に書面を交付したときは原則として公告を行ないません。
- (八)委託会社は、次の場合においては、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
 - A. 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき
 - B. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき
 - C.監督官庁から信託契約の解約の命令を受けたとき 監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを 命じたときは、この信託は、前記「信託約款の変更 (二)」に該当する場合を 除き、委託会社と受託会社との間において存続します。
- (二)前記「 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い」において委託会社が新受託会社 を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

その他

(イ)委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

- (ロ)ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を毎年3月および9月の決算日終了後3カ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム(EDINET)によって提出されており、同庁が提供するホームページ(http://info.edinet-fsa.go.jp/)にて閲覧することができます。
- (八)受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、 再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

2 受益者の権利等

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持分に応じて請求することができます。ただし、受益者が支払開始日から 5 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行しており、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「分配金再投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 一部解約の実行請求権

受益者は、一部解約の実行を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。

(3) 償還金請求権

受益者は償還金を信託約款の規定および本書の記載にしたがって請求することができます。 ただし、受益者が支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、 これに相当する金銭は委託会社に帰属します。

(4) 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対し、委託会社の営業時間内において、当該受益者にかかる信託財産 に関する書類の閲覧を請求することができます。

第4 ファンドの経理状況

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)(以下「財務諸表等規則」という。)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)(以下「投資信託財産計算規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表等規則は、平成20年8月7日付内閣府令第50号により改正されておりますが、前期 (平成19年9月19日から平成20年3月17日まで)については改正前の財務諸表等規則に基づき作成しており、当期(平成20年3月18日から平成20年9月16日まで)については同内閣府令附則第2条第1項 第1号により、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

また、投資信託財産計算規則は、平成19年8月9日付内閣府令第61号により改正されておりますが、前期(平成19年9月19日から平成20年3月17日まで)については同内閣府令附則第3条により、改正前の投資信託財産計算規則に基づき作成しており、当期(平成20年3月18日から平成20年9月16日まで)については改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則6ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前期(平成19年9月19日から平成20年3月17日まで)及び当期(平成20年3月18日から平成20年9月16日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。

独立監査人の監査報告書

平成20年5月2日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本監査法人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・SG レディース バランスファンドの平成19年9月19日から平成20年3月17日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、りそな・SG レディース バランスファンドの平成20年3月17日現在の 信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点におい て適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務 執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成20年11月14日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社 取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 高 尼 羊 合 置 指定有限責任社員 公認会計士 亀 井 純 子 電 業務執行 社員 公認会計士 亀 井 純 子 電 常

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな・SG レディース バランスファンドの平成20年3月18日から平成20年9月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の 基準に準拠して、りそな・SG レディース バランスファンドの平成20年9月16日現在の 信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点におい て適正に表示しているものと認める。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務 執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

1 財務諸表

りそな・SG レディース バランスファンド

(1) 貸借対照表

(単位:円)

| | 期別 | 前期 | 当期 |
|-------------|----|----------------------------------|----------------------------------|
| | | (平成20年3月17日現在) | (平成20年9月16日現在) |
| 科 | - | 金 額 | 金 額 |
| 資産の部 | | 亚 說 | 亚 铝 |
| 流動資産 | | | |
| コール・ローン | | 119,083,520 | 111,156,176 |
| 親投資信託受益証券 | | 13,775,282,391 | 12,620,043,112 |
| 未収入金 | | 15,000,000 | 12,020,043,112 |
| 未収利息 | | | 1,279 |
| | | 1,305 | |
| 流動資産合計 資産合計 | | 13,909,367,216 13,909,367,216 | 12,731,200,567 12,731,200,567 |
| 負債の部 | | 13,909,307,210 | 12,731,200,307 |
| 流動負債 | | | |
| 未払収益分配金 | | 44,958,044 | 41,710,697 |
| 未払解約金 | | 22,295,684 | 13,548,957 |
| 未払受託者報酬 | | 1,043,062 | 986,118 |
| 未払委託者報酬 | | 15,645,913 | 14,791,729 |
| その他未払費用 | | 260,754 | 833,322 |
| 流動負債合計 | | 84,203,457 | 71,870,823 |
| 負債合計 | | 84,203,457 | 71,870,823 |
| 純資産の部 | | 04,203,407 | 71,070,023 |
| 元本等 | | | |
| 元本 | | | |
| 元本 | | 14,986,014,701 | 13,903,565,762 |
| 剰余金 | | ,000,011,701 | 13,000,000,102 |
| 期末欠損金 | | 1,160,850,942 | 1,244,236,018 |
| (分配準備積立金) | | (951,612,885) | (859,506,640) |
| 純資産合計 | | 13,825,163,759 | 12,659,329,744 |
| 負債・純資産合計 | | 13,909,367,216 | 12,731,200,567 |
| 只良 "代貝庄口引 | | 13,909,307,210 | 12,731,200,307 |

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位:円)

| | | (単位:口) |
|--------------------|---------------|---------------|
| 期別 | 前期 | 当期 |
| | 自 平成19年 9月19日 | 自 平成20年 3月18日 |
| | 至 平成20年 3月17日 | 至 平成20年 9月16日 |
| 科目 | 金額 | 金額 |
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 146,183 | 140,293 |
| 有価証券売買等損益 | 1,037,055,641 | 236,760,721 |
| 営業収益合計 | 1,036,909,458 | 236,901,014 |
| 営業費用 | | |
| 受託者報酬 | 6,482,581 | 5,895,202 |
| 委託者報酬 | 97,238,719 | 88,427,966 |
| その他費用 | 1,620,589 | 4,242,254 |
| 営業費用合計 | 105,341,889 | 98,565,422 |
| 営業利益金額又は営業損失金額() | 1,142,251,347 | 138,335,592 |
| 経常利益金額又は経常損失金額() | 1,142,251,347 | 138,335,592 |
| 当期純利益金額又は当期純損失金額() | 1,142,251,347 | 138,335,592 |
| 一部解約に伴う当期純損失金額分配額 | 2,365,096 | - |
| 一部解約に伴う当期純利益金額分配額 | - | 2,425,578 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | 262,817,151 | 1,160,850,942 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 10,904,338 | 43,461,541 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額 | 5,457,139 | - |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額 | 5,447,199 | - |
| 当期一部解約に伴う欠損金減少額 | - | 43,461,541 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 17,771,936 | 3,134,841 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額 | 756,171 | - |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額 | 17,015,765 | - |
| 当期追加信託に伴う欠損金増加額 | - | 3,134,841 |
| 分配金 | 276,914,244 | 259,621,790 |
| 期末欠損金 | 1,160,850,942 | 1,244,236,018 |

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 期別 | 前期 | 当期 | |
|---------------|-------------------------|-------------------------|--|
| | 自 平成19年 9月19日 | 自 平成20年 3月18日 | |
| 項目 | 至 平成20年 3月17日 | 至 平成20年 9月16日 | |
| 1.運用資産の評価基準及び | 親投資信託受益証券 | 親投資信託受益証券 | |
| 評価方法 | 基準価額で評価しております。 | 同左 | |
| | | | |
| 2.費用・収益の計上基準 | 有価証券売買等損益の計上基準 | 有価証券売買等損益の計上基準 | |
| | 約定日基準で計上しております。 | 同左 | |
| | | | |
| 3.その他 | 当ファンドの特定期間は前期末及び当期末 | 当ファンドの特定期間は前期末及び当期末 | |
| | が休日のため、平成19年9月19日から平成20 | が休日のため、平成20年3月18日から平成20 | |
| | 年3月17日までとなっております。 | 年9月16日までとなっております。 | |

(貸借対照表に関する注記)

| 前期 | | 当期 | |
|-------------------------------------|----------------|--------------------------|-------------------|
| (平成20年3月17日現在 |) | (平成20年9月16日瑪 |]在) |
| 1.特定期間の末日における受益権の総数 14,986,014,701口 | | 1.特定期間の末日における受益権の総 | 数 13,903,565,762口 |
| 2.投資信託財産計算規則第55条の6第1項 額 | 第10号に規定する | 2.投資信託財産計算規則第55条の6第 額 | 1項第10号に規定する |
| 元本の欠損 | 1,160,850,942円 | 元本の欠損 | 1,244,236,018円 |
| 3.特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | | 3.特定期間の末日における1単位当たり |)の純資産の額 |
| 1口当たり純資産額 | 0.9225円 | 1口当たり純資産額 | 0.9105円 |
| (10,000口当たり純資産額 | 9,225円) | (10,000口当たり純資産額 | 9,105円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

前期

自 平成19年 9月19日

至 平成20年 3月17日

当期

自 平成20年 3月18日

至 平成20年 9月16日

分配金の計算過程

(自 平成19年 9月19日 至 平成19年10月15日)

当該期末における分配対象金額 1,164,239,882円(1万口当た リ741円)のうち、47,111,959円(1万口当たり30円)を分配 金額としております。

| 項目 | | |
|-----------------------------------|---------------------|------------------|
| 費用控除後の配当等収 益額 | А | 58,475,481円 |
| 費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額 | В | - 円 |
| 収益調整金額 | С | 107,778,818円 |
| 分配準備積立金額 | D | 997,985,583 円 |
| 当ファンドの分配対象 収益額 | E=A + B + C + D | 1,164,239,882円 |
| 当ファンドの期末残存 口数 | F | 15,703,986,521 🗆 |
| 1万口当たり収益分配対 象額 | G=E / F × 10,000 | 741 円 |
| 1万口当たり分配金額 | Н | 30 円 |
| 収益分配金金額 | I=F × H /10,000 | 47,111,959円 |

(自 平成19年10月16日 至 平成19年11月15日)

当該期末における分配対象金額 1,147,841,816円(1万口当た リ734円)のうち、46,873,238円(1万口当たり30円)を分配 金額としております。

| 項目 | | |
|-----------------------------------|----------------------|------------------|
| 費用控除後の配当等収 益額 | А | 36,325,061 円 |
| 費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額 | В | - 円 |
| 収益調整金額 | С | 64,392,249 円 |
| 分配準備積立金額 | D | 1,047,124,506円 |
| 当ファンドの分配対象 収益額 | E = A + B + C + D | 1,147,841,816円 |
| 当ファンドの期末残存 口数 | F | 15,624,412,869 🏻 |
| 1万口当たり収益分配対 象額 | G=E / F × 10,000 | 734 円 |
| 1万口当たり分配金額 | Н | 30 円 |
| 収益分配金金額 | I=F × H /10,000 | 46,873,238 円 |

分配金の計算過程

(自 平成20年 3月18日 至 平成20年 4月15日)

当該期末における分配対象金額 1,075,273,541円 (1万口当た リ721円)のうち、44,691,340円 (1万口当たり30円)を分配 金額としております。

| 項目 | | |
|-----------------------------------|---------------------|------------------|
| 費用控除後の配当等収 益額 | А | 61,697,552円 |
| 費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額 | В | - 円 |
| 収益調整金額 | С | 68,240,773円 |
| 分配準備積立金額 | D | 945,335,216円 |
| 当ファンドの分配対象 収益額 | E=A + B + C + D | 1,075,273,541円 |
| 当ファンドの期末残存 口数 | F | 14,897,113,517 🗆 |
| 1万口当たり収益分配対 象額 | G=E / F × 10,000 | 721 円 |
| 1万口当たり分配金額 | Н | 30 円 |
| 収益分配金金額 | I=F × H /10,000 | 44,691,340円 |

(自 平成20年 4月16日 至 平成20年 5月15日)

当該期末における分配対象金額 1,061,213,039円 (1万口当たり720円)のうち、44,180,598円 (1万口当たり30円)を分配金額としております。

| 項目 | | |
|-----------------------------------|---------------------|------------------|
| 費用控除後の配当等収益額 | А | 42,396,877 円 |
| 費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額 | В | - 円 |
| 収益調整金額 | С | 68,521,295円 |
| 分配準備積立金額 | D | 950,294,867円 |
| 当ファンドの分配対象 収益額 | E=A + B + C + D | 1,061,213,039円 |
| 当ファンドの期末残存 口数 | F | 14,726,866,050 🗆 |
| 1万口当たり収益分配対 象額 | G=E / F × 10,000 | 720 円 |
| 1万口当たり分配金額 | Н | 30 円 |
| 収益分配金金額 | I=F × H /10,000 | 44,180,598円 |

(自 平成19年11月16日 至 平成19年12月17日)

当該期末における分配対象金額 1,139,871,006円(1万口当た リ734円)のうち、46,580,652円(1万口当たり30円)を分配 金額としております。

| 項目 | | |
|-----------------------------------|---------------------|------------------|
| 費用控除後の配当等収 益額 | А | 45,732,187円 |
| 費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額 | В | - 円 |
| 収益調整金額 | С | 66,885,476円 |
| 分配準備積立金額 | D | 1,027,253,343円 |
| 当ファンドの分配対象 収益額 | E=A + B + C + D | 1,139,871,006円 |
| 当ファンドの期末残存 口数 | F | 15,526,884,164 🗆 |
| 1万口当たり収益分配対 象額 | G=E / F × 10,000 | 734 円 |
| 1万口当たり分配金額 | Н | 30 円 |
| 収益分配金金額 | I=F × H /10,000 | 46,580,652円 |

(自 平成19年12月18日 至 平成20年 1月15日)

当該期末における分配対象金額 1,115,024,596円(1万口当た リ727円)のうち、46,004,796円(1万口当たり30円)を分配 金額としております。

| 項目 | | |
|-----------------------------------|----------------------|------------------|
| 費用控除後の配当等収 益額 | Α | 35,238,250円 |
| 費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額 | В | - 円 |
| 収益調整金額 | С | 67,057,921 円 |
| 分配準備積立金額 | D | 1,012,728,425円 |
| 当ファンドの分配対象 収益額 | E = A + B + C + D | 1,115,024,596円 |
| 当ファンドの期末残存 口数 | F | 15,334,932,254 🏻 |
| 1万口当たり収益分配対 象額 | G=E / F × 10,000 | 727 円 |
| 1万口当たり分配金額 | Н | 30 円 |
| 収益分配金金額 | I=F × H /10,000 | 46,004,796 円 |

(自 平成20年 5月16日 至 平成20年 6月16日)

当該期末における分配対象金額 1,035,814,997円(1万口当た リ712円)のうち、43,630,360円(1万口当たり30円)を分配 金額としております。

| 項目 | | |
|-------------|----------|-------------------|
| 費用控除後の配当等収 | Α | 31,439,253 円 |
| 益額 | | ,,, |
| 費用控除後・繰越欠損 | | |
| 金補填後の有価証券売 | В | - 円 |
| 買等損益額 | | |
| 収益調整金額 | С | 68,488,034円 |
| 分配準備積立金額 | D | 935,887,710円 |
| 当ファンドの分配対象 | E=A + B | 1 025 014 007 III |
| 収益額 | + C + D | 1,035,814,997円 |
| 当ファンドの期末残存 | F | 14 542 452 620 🗆 |
| 口数 | Г | 14,543,453,630 |
| 1万口当たり収益分配対 | G=E / F | 712 円 |
| 象額 | × 10,000 | 712 [] |
| 1万口当たり分配金額 | Н | 30 円 |
| 収益分配金金額 | I=F×H | 43,630,360円 |
| 1人皿刀 化苯亚铅 | / 10,000 | 43,030,300 |

(自 平成20年 6月17日 至 平成20年 7月15日)

当該期末における分配対象金額 1,011,574,408円 (1万口当た リ705円)のうち、43,035,551円 (1万口当たり30円)を分配 金額としております。

| | I | |
|---|---------------------|------------------|
| 項目 | | |
| 費用控除後の配当等収 益額 | Α | 32,902,507円 |
| <u>─────</u> 費用控除後・繰越欠損 | | |
| 電流性を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を使用を | В | - 円 |
| 収益調整金額 | С | 68,548,014 円 |
| 分配準備積立金額 | D | 910,123,887円 |
| 当ファンドの分配対象 収益額 | E=A + B + C + D | 1,011,574,408円 |
| 当ファンドの期末残存 口数 | F | 14,345,183,785 🗆 |
| 1万口当たり収益分配対 象額 | G=E / F × 10,000 | 705 円 |
| 1万口当たり分配金額 | Н | 30 円 |
| 収益分配金金額 | I=F × H /10,000 | 43,035,551 円 |

(自 平成20年 1月16日 至 平成20年 2月15日)

当該期末における分配対象金額 1,086,696,782円(1万口当たり718円)のうち、45,385,555円(1万口当たり30円)を分配金額としております。

| 項目 | | |
|-----------------------------------|---------------------|------------------|
| 費用控除後の配当等収 益額 | А | 32,046,746円 |
| 費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額 | В | - 円 |
| 収益調整金額 | С | 67,556,947 円 |
| 分配準備積立金額 | D | 987,093,089 円 |
| 当ファンドの分配対象 収益額 | E=A + B + C + D | 1,086,696,782円 |
| 当ファンドの期末残存 口数 | F | 15,128,518,450 🗆 |
| 1万口当たり収益分配対 象額 | G=E / F × 10,000 | 718 円 |
| 1万口当たり分配金額 | Н | 30 円 |
| 収益分配金金額 | I=F × H /10,000 | 45,385,555円 |

(自 平成20年 2月16日 至 平成20年 3月17日)

当該期末における分配対象金額 1,064,568,111円(1万口当たり710円)のうち、44,958,044円(1万口当たり30円)を分配金額としております。

| 項目 | | |
|-----------------------------------|----------------------|------------------|
| 費用控除後の配当等収 益額 | Α | 33,050,384 円 |
| 費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額 | В | - 円 |
| 収益調整金額 | С | 67,997,182 円 |
| 分配準備積立金額 | D | 963,520,545 円 |
| 当ファンドの分配対象 収益額 | E = A + B + C + D | 1,064,568,111円 |
| 当ファンドの期末残存 口数 | F | 14,986,014,701 🏻 |
| 1万口当たり収益分配対 象額 | G=E / F × 10,000 | 710 円 |
| 1万口当たり分配金額 | Н | 30 円 |
| 収益分配金金額 | I=F × H /10,000 | 44,958,044 円 |

(自 平成20年 7月16日 至 平成20年 8月15日)

当該期末における分配対象金額 995,062,013円 (1万口当たり 704円) のうち、42,373,244円 (1万口当たり30円)を分配金額としております。

| 項目 | | |
|-----------------------------------|---------------------|------------------|
| 費用控除後の配当等収 益額 | Α | 41,416,716円 |
| 費用控除後・繰越欠損 金補填後の有価証券売 買等損益額 | В | - 円 |
| 収益調整金額 | С | 68,650,799 円 |
| 分配準備積立金額 | D | 884,994,498 円 |
| 当ファンドの分配対象 収益額 | E=A + B + C + D | 995,062,013円 |
| 当ファンドの期末残存 口数 | F | 14,124,414,857 🗆 |
| 1万口当たり収益分配対 象額 | G=E / F × 10,000 | 704 円 |
| 1万口当たり分配金額 | Н | 30 円 |
| 収益分配金金額 | I=F × H /10,000 | 42,373,244 円 |

(自 平成20年 8月16日 至 平成20年 9月16日)

当該期末における分配対象金額 969,489,070円(1万口当たり 697円)のうち、41,710,697円(1万口当たり30円)を分配金額としております。

| | ı | |
|-------------|----------|------------------|
| 項目 | | |
| 費用控除後の配当等収 | Α | 31,687,528 円 |
| 益額 | | |
| 費用控除後・繰越欠損 | | |
| 金補填後の有価証券売 | В | - 円 |
| 買等損益額 | | |
| 収益調整金額 | С | 68,271,733円 |
| 分配準備積立金額 | D | 869,529,809円 |
| 当ファンドの分配対象 | E=A + B | 060 490 070 🖽 |
| 収益額 | + C + D | 969,489,070円 |
| 当ファンドの期末残存 | F | 12 002 565 762 🗆 |
| 口数 | Г | 13,903,565,762 |
| 1万口当たり収益分配対 | G=E / F | 697 円 |
| 象額 | × 10,000 | 097 |
| 1万口当たり分配金額 | Н | 30 円 |
| 収益分配金金額 | I=F×H | 41,710,697円 |
| 以血刀癿立立領 | /10,000 | 41,710,097 |

(関連当事者との取引に関する注記)

前期(自 平成19年 9月19日 至 平成20年 3月17日) 該当事項はありません。

当期(自 平成20年 3月18日 至 平成20年 9月16日) 該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

前期(自 平成19年 9月19日 至 平成20年 3月17日) 該当事項はありません。

当期(自 平成20年 3月18日 至 平成20年 9月16日) 該当事項はありません。

(その他の注記)

1. 元本の移動

| 前期 | | | 当期 | |
|---------------|-----------------|-----------|-------------|-----------------|
| 自 平成19年 9月19日 | | 自 | 平成20年 3月18日 | |
| 至 平成20年 3月17日 | | 至 | 平成20年 9月16日 | |
| 期首元本額 | 15,802,380,026円 | 期首元本額 | | 14,986,014,701円 |
| 期中追加設定元本額 | 214,455,040円 | 期中追加設定元本額 | | 84,253,251円 |
| 期中一部解約元本額 | 1,030,820,365円 | 期中一部解約元本額 | | 1,166,702,190円 |

2.売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

| | 前期 | | | 当期 |
|--------------|----------------------------|-------------|----------------|-------------|
| | 自 平成19年 9月19日 | | 自 平成2 | 20年 3月18日 |
| | 至 平成20年 3月17日 | | 至 平成2 | 20年 9月16日 |
| 種類 | 貸借対照表計上額 | 最終の計算期間の損益に | 貸借対照表計上額 | 最終の計算期間の損益に |
| 作里 光月 | (円) 含まれた評価差額(円) | | (円) | 含まれた評価差額(円) |
| 親投資信託受益証券 | 13,775,282,391 843,843,771 | | 12,620,043,112 | 743,659,046 |
| 合 計 | 13,775,282,391 | 843,843,771 | 12,620,043,112 | 743,659,046 |

3. デリバティブ取引関係

前期(自 平成19年 9月19日 至 平成20年 3月17日) 該当事項はありません。

当期(自 平成20年 3月18日 至 平成20年 9月16日) 該当事項はありません。

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成20年9月16日現在)

| 種類 | 銘柄 | 口数(口) | 評価額(円) | 備考 |
|-----------|-----------------------|---------------|----------------|----|
| 親投資信託受益証券 | SG レディース 国内株式 マザーファンド | 2,918,726,819 | 3,107,276,571 | |
| | SG 海外国債 マザーファンド | 8,072,612,476 | 9,512,766,541 | |
| 小 計 | 銘柄数:2 | | 12,620,043,112 | |
| | 組入時価比率:99.7% | | 100% | |
| | | | | |
| 合 計 | | | 12,620,043,112 | |

⁽注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

SG レディース 国内株式 マザーファンド SG 海外国債 マザーファンド

当ファンドは「SG レディース 国内株式 マザーファンド」及び「SG 海外国債 マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された親投資信託受益証券は、すべて同親投資信託の受益証券です。

尚、同親投資信託の状況は次の通りです。

1「SG レディース 国内株式 マザーファンド」の状況 以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

(単位:円)

| | 1 | (羊世・口) |
|----------|-------|----------------|
| | 対象年月日 | (平成20年9月16日現在) |
| 科 目 | | 金額 |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | | 19,938,672 |
| 株式 | | 3,005,679,050 |
| 未収入金 | | 826,037,531 |
| 未収配当金 | | 4,571,200 |
| 未収利息 | | 229 |
| 流動資産合計 | | 3,856,226,682 |
| 資産合計 | | 3,856,226,682 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払金 | | 748,867,297 |
| 流動負債合計 | | 748,867,297 |
| 負債合計 | | 748,867,297 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | | |
| 元本 | | 2,918,726,819 |
| 剰余金 | | |
| 剰余金 | | 188,632,566 |
| 純資産合計 | | 3,107,359,385 |
| 負債・純資産合計 | | 3,856,226,682 |

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 期別 | 自 平成20年 3月18日 |
|-------------------|--------------------------------------|
| 項目 | 至 平成20年 9月16日 |
| 1.運用資産の評価基準及び評価方法 | 株式 |
| | 原則として時価で評価しております。 |
| | 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場(計算 |
| | 日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場)で評価しております。 |
| | |
| 2.費用・収益の計上基準 | (1)受取配当金の計上基準 |
| | 受取配当金は、原則として株式の配当落ち日において、確定配当金額又は予想配 |
| | 当金額を計上しております。 |
| | (2)有価証券売買等損益の計上基準 |
| | 約定日基準で計上しております。 |

(その他の注記)

| (平成20年9月16日現在) | | | | |
|-----------------------------------|----------------|--|--|--|
| 1.期首 | 平成20年3月18日 | | | |
| 期首元本額 | 3,038,545,297円 | | | |
| 期首より平成20年9月16日までの期中追加設定元本額 | - 円 | | | |
| 期首より平成20年9月16日までの期中一部解約元本額 | 119,818,478円 | | | |
| 期末元本額 | 2,918,726,819円 | | | |
| 期末元本額の内訳 りそな・SG レディース バランスファンド | 2,918,726,819円 | | | |
| 2.計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | | | | |
| 1口当たり純資産額 | 1.0646円 | | | |
| (10,000口当たり純資産額 | 10,646円) | | | |

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

(平成20年9月16日現在)

| 通貨 | 络 柄 | 株式数 | 評価額(円) | | |
|----|-----------------------------|---------|-----------|------------|----|
| | 亚有179 | 1小工(支X | 単価 | 金額 | 備考 |
| 本円 | 森永製菓 | 309,000 | 200.00 | 61,800,000 | |
| | 明治製菓 | 124,000 | 471.00 | 58,404,000 | |
| | 江崎グリコ | 53,000 | 1,038.00 | 55,014,000 | |
| | サッポロホールディングス | 77,000 | 770.00 | 59,290,000 | |
| | アサヒビール | 31,600 | 1,920.00 | 60,672,000 | |
| | キリンホールディングス | 39,000 | 1,423.00 | 55,497,000 | |
| | キユーピー | 61,100 | 988.00 | 60,366,800 | |
| | ハウス食品 | 35,700 | 1,693.00 | 60,440,100 | |
| | カゴメ | 36,200 | 1,740.00 | 62,988,000 | |
| | 日清食品 | 15,800 | 3,870.00 | 61,146,000 | |
| | グンゼ | 142,000 | 418.00 | 59,356,000 | |
| | ワコールホールディングス | 50,000 | 1,127.00 | 56,350,000 | |
| | 旭化成 | 126,000 | 465.00 | 58,590,000 | |
| | 花王 | 19,000 | 3,100.00 | 58,900,000 | |
| | 富士フイルムホールディングス | 20,100 | 2,895.00 | 58,189,500 | |
| | 資生堂 | 24,000 | 2,565.00 | 61,560,000 | |
| | ライオン | 125,000 | 535.00 | 66,875,000 | |
| | コーセー | 20,300 | 3,000.00 | 60,900,000 | |
| | 小林製薬 | 17,800 | 3,590.00 | 63,902,000 | |
| | ユニ・チャーム | 7,600 | 8,120.00 | 61,712,000 | |
| | コスモ石油 | 230,000 | 263.00 | 60,490,000 | |
| | ブリヂストン | 29,500 | 2,045.00 | 60,327,500 | |
| | フリッス フ ノリタケカンパニーリミテド | 10,000 | 371.00 | 3,710,000 | |
| | TOTO | 83,000 | 721.00 | 59,843,000 | |
| | 東芝 | 118,000 | 481.00 | 56,758,000 | |
| | 米之 セイコーエプソン | 21,800 | 2,685.00 | | |
| | │ ピイコーエフタン │ 松下電器産業 | 30,000 | | 58,533,000 | |
| | 松下电台性表 シャープ | | 1,975.00 | 59,250,000 | |
| | ソニー | 50,000 | 1,159.00 | 57,950,000 | |
| | | 16,500 | 3,530.00 | 58,245,000 | |
| | 松下電工 | 67,000 | 885.00 | 59,295,000 | |
| | キヤノン | 14,100 | 3,840.00 | 54,144,000 | |
| | 日産自動車 | 77,800 | 742.00 | 57,727,600 | |
| | トヨタ自動車 | 12,800 | 4,610.00 | 59,008,000 | |
| | 本田技研工業 | 17,400 | 3,360.00 | 58,464,000 | |
| | セイコーホールディングス | 160,000 | 395.00 | 63,200,000 | |
| | 任天堂 | 1,300 | 45,550.00 | 59,215,000 | |
| | 美津濃 | 118,000 | 537.00 | 63,366,000 | |
| | 全日本空輸 | 166,000 | 373.00 | 61,918,000 | |
| | ヤフー | 1,523 | 36,150.00 | 55,056,450 | |
| | テレビ東京 | 15,400 | 4,400.00 | 67,760,000 | |
| | 東宝 | 26,700 | 2,240.00 | 59,808,000 | |
| | 東映 | 104,000 | 556.00 | 57,824,000 | |
| | サンリオ | 48,400 | 1,295.00 | 62,678,000 | |
| | モスフードサービス | 46,500 | 1,347.00 | 62,635,500 | |
| | ローソン | 12,900 | 4,850.00 | 62,565,000 | |
| | 三越伊勢丹ホールディングス | 54,600 | 1,096.00 | 59,841,600 | |
| | セブン&アイ・ホールディングス | 20,100 | 3,040.00 | 61,104,000 | |
| | ファミリーマート | 15,600 | 4,130.00 | 64,428,000 | |
| | イオン | 57,200 | 1,055.00 | 60,346,000 | |
| | ミニストップ | 20,000 | 2,025.00 | 40,500,000 | |
| _ | オリエンタルランド | 8,800 | 6,910.00 | 60,808,000 | |

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 | 評価額 | 備考 | |
|----|--------------|--------|--------|---------------|----|
| | 近代 的 | が上い女人 | 単価 | 金額 | 佣气 |
| | 近畿日本ツーリスト | 92,000 | 184.00 | 16,928,000 | |
| 小計 | 銘柄数:52 | | | 3,005,679,050 | |
| | 組入時価比率:96.7% | | | 100% | |
| | | | | | |
| 合計 | | | | 3,005,679,050 | |

(注)比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び小計欄の合計金額に対する比率であります。

(2) 株式以外の有価証券 該当事項はありません。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2「SG 海外国債 マザーファンド」の状況 以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

(単位:円)

| | 1 | | | | (丰田・川) |
|----------|-------|------|-------|--------|----------------|
| | 対象年月日 | (平成 | 20年9月 | 16日現在) | |
| 科 目 | | | 金 | 額 | |
| 資産の部 | | | | | |
| 流動資産 | | | | | |
| 預金 | | | | | 126,815,906 |
| コール・ローン | | | | | 3,568,721 |
| 国債証券 | | | | | 12,055,668,184 |
| 未収利息 | | | | | 174,664,591 |
| 前払費用 | | | | | 35,822,081 |
| 流動資産合計 | | | | | 12,396,539,483 |
| 資産合計 | | | | | 12,396,539,483 |
| 負債の部 | | | | | |
| 流動負債 | | | | | |
| 派生商品評価勘定 | | | | | 3,427 |
| 未払解約金 | | | | | 4,500,000 |
| 流動負債合計 | | | | | 4,503,427 |
| 負債合計 | | | | | 4,503,427 |
| 純資産の部 | | | | | |
| 元本等 | | | | | |
| 元本 | | | | | |
| 元本 | | | | | 10,515,636,143 |
| 剰余金 | | | | | |
| 剰余金 | | | | | 1,876,399,913 |
| 純資産合計 | | | | | 12,392,036,056 |
| 負債・純資産合計 | | | | | 12,396,539,483 |

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| 期別 | 自 平成20年 3月18日 |
|--------------------|-------------------------------------|
| 項 目 | 至 平成20年 9月16日 |
| 1.運用資産の評価基準及び評価方法 | (1)国債証券 |
| | 原則として時価で評価しております。 |
| | 時価評価にあたっては、取引先金融機関等の提示する価額、又は価格情報会社 |
| | の提供する価額等で評価しております。 |
| | (2)外国為替予約取引 |
| | 計算日において予約為替の受渡日の対顧客先物相場の仲値で評価しておりま |
| | す。 |
| | |
| 2.外貨建資産・負債の本邦通貨への換 | 信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における |
| 算基準 | 計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 |
| | |
| 3.費用・収益の計上基準 | 有価証券売買等損益及び為替差損益の計上基準 |
| | 約定日基準で計上しております。 |

(その他の注記)

| (平成20年9月16日現在) | | | | |
|-----------------------------|-----------------|--|--|--|
| 1.期首 | 平成20年3月18日 | | | |
| 期首元本額 | 11,974,747,181円 | | | |
| 期首より平成20年9月16日までの期中追加設定元本額 | 28,525,399円 | | | |
| 期首より平成20年9月16日までの期中一部解約元本額 | 1,487,636,437円 | | | |
| 期末元本額 | 10,515,636,143円 | | | |
| 期末元本額の内訳 | | | | |
| りそな・SG レディース バランスファンド | 8,072,612,476円 | | | |
| SG ウーマノミクス・バランス株式30(毎月分配型) | 1,185,373,769円 | | | |
| SG ウーマノミクス・バランス株式70(積極成長型) | 345,928,029円 | | | |
| SG 海外国債インカムファンドF(適格機関投資家専用) | 869,278,982円 | | | |
| SG 海外国債インカムファンドVA(適格機関投資家専用 | (42,442,887円 | | | |
| 2.計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | | | | |
| 1口当たり純資産額 | 1.1784円 | | | |
| (10,000口当たり純資産額 | 11,784円) | | | |

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(3) 附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(平成20年9月16日現在)

| イチ业工 | 文化 | ^ ^ | ** /// | (平成20年9月16 | |
|------|-------|---------------------------|----------------|-----------------|----|
| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
| 国債証券 | 米ドル | US TREASURY N/B 4.25% | 1,470,000.00 | 1,583,006.25 | |
| | | US TREASURY N/B 4.75% | 2,900,000.00 | 3,215,828.11 | |
| | | US TREASURY N/B 4.875% | 3,880,000.00 | 4,215,862.50 | |
| | | US TREASURY N/B 4.875% | 4,600,000.00 | 5,023,343.75 | |
| | | US TREASURY N/B 5.0% | 2,940,000.00 | 3,349,762.50 | |
| | | US TREASURY N/B 5.125% | 3,080,000.00 | 3,343,003.14 | |
| | | US TREASURY N/B 5.75% | 3,740,000.00 | 4,020,500.00 | |
| | | US TREASURY N/B 6.5% | 3,880,000.00 | 4,143,718.75 | |
| | | US TREASURY N/B 7.25% | 1,840,000.00 | 2,335,075.00 | |
| | | US TREASURY N/B 8.0% | 2,280,000.00 | 3,227,625.00 | |
| | | US TREASURY N/B 8.125% | 1,420,000.00 | 1,972,246.87 | |
| | | US TREASURY N/B 8.75% | 3,390,000.00 | 4,718,985.93 | |
| | | US TREASURY N/B 8.75% | 2,010,000.00 | 2,946,534.37 | |
| | 小計 | 銘柄数:13 | 37,430,000.00 | 44,095,492.17 | |
| | | 組入時価比率:37.1% | 38.2% | (4,603,128,427) | |
| 国債証券 | カナダドル | CANADA-GOVERNMENT6% | 1,550,000.00 | 1,682,757.50 | |
| | | CANADA-GOVERNMENT9.0% | 1,590,000.00 | 2,553,905.70 | |
| | 小計 | 銘柄数:2 | 3,140,000.00 | 4,236,663.20 | |
| | | 組入時価比率:3.3% | 3.4% | (413,074,662) | |
| | | | | | |
| 国債証券 | ユーロ | BUNDESREPUB DEUTSCH4.25% | 1,820,000.00 | 1,862,406.00 | |
| | | BUNDESREPUB DEUTSCH4.75% | 140,000.00 | 142,674.00 | |
| | | BUNDESREPUB DEUTSCH5.25% | 240,000.00 | 245,808.00 | |
| | | BUNDESREPUB DEUTSCH5.25% | 2,350,000.00 | 2,429,195.00 | |
| | | BUNDESREPUB DEUTSCH5.5% | 1,730,000.00 | 1,901,097.00 | |
| | | BUNDESREPUB.DEUTSCH5% | 2,290,000.00 | 2,377,020.00 | |
| | | BUNDESREPUB.DEUTSCH6% | 1,960,000.00 | 2,219,504.00 | |
| | | BUNDESREPUB.DEUTSCH6.25% | 740,000.00 | 898,508.00 | |
| | | BUNDESREPUB.DEUTSCH6.5% | 340,000.00 | 418,200.00 | |
| | | BUONI POLIENNALI DEL 5% | 1,940,000.00 | 1,986,948.00 | |
| | | BUONI POLIENNALI DEL 6% | 310,000.00 | 343,325.00 | |
| | | BUONI POLIENNALI DEL 9% | 1,600,000.00 | 2,275,680.00 | |
| | | BUONI POLIENNALI DEL4.25% | 1,690,000.00 | 1,680,198.00 | |
| | | BUONI POLIENNALI DEL5.25% | 1,950,000.00 | 2,047,500.00 | |
| | | BUONI POLIENNALI DEL5.5% | 2,670,000.00 | 2,743,425.00 | |
| | | BUONI POLIENNALI DEL6.5% | 2,230,000.00 | 2,601,518.00 | |
| | | FRANCE GOVT O.A.T 5% | 3,450,000.00 | 3,633,540.00 | |
| | | FRANCE GOVT O.A.T 5.5% | 2,310,000.00 | 2,361,744.00 | |
| | | FRANCE GOVT O.A.T 5.5% | 1,340,000.00 | 1,470,382.00 | |
| | | FRANCE GOVT O.A.T 8.5% | 2,150,000.00 | 2,523,455.00 | |
| | | FRANCE GOVT 0.A.T 8.5% | 1,810,000.00 | 2,539,430.00 | |
| | 小計 | 銘柄数:21 | 35,060,000.00 | 38,701,557.00 | |
| | 2.41 | 組入時価比率: 46.4% | 47.7% | (5,746,407,183) | |
| | | | | | |
| 国債証券 | 英ポンド | UK TREASURY 4.75% | 1,640,000.00 | 1,667,880.00 | |
| | | UK TREASURY 5% | 580,000.00 | 602,979.60 | |
| | | UK TREASURY 5.25% | 1,330,000.00 | 1,370,565.00 | |

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|----|----|----------------|--------------|------------------|----|
| | | UK TREASURY 6% | 2,160,000.00 | 2,558,520.00 | |
| | | UK TREASURY 8% | 540,000.00 | 716,283.00 | |
| | 小計 | 銘柄数:5 | 6,250,000.00 | 6,916,227.60 | |
| | | 組入時価比率:10.4% | 10.7% | (1,293,057,912) | |
| | | | | | |
| | 合計 | | | 12,055,668,184 | |
| | | | | (12,055,668,184) | |

- (注) 1.通貨種類毎の小計欄の() 内は、邦貨換算額であります。
 - 2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
 - 3.比率は左より組入時価の純資産に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

通貨関連

| | | (平成20年9月16日現在) | | | | |
|-----------|--------|----------------|-------|-----------|---------|--|
| 区分 | 種 類 | 契約額等(円) | | 時 価(円) | 評価損益(円) | |
| | | | うち1年超 | | | |
| | 為替予約取引 | | | | | |
| 市場取引以外の取引 | 売建 | | | | | |
| | 英ポンド | 4,000,000 | - | 4,003,427 | 3,427 | |
| 合 | 計 | 4,000,000 | - | 4,003,427 | 3,427 | |

(注)時価の算定方法

為替予約取引

(1)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しています。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値により評価しています。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっています。

- イ)計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場の うち当該日に最も近い前後2つの対顧客先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しています。
- 口)計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い日付で発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しています。
- (2)計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しています。

2 ファンドの現況

りそな・SG レディース バランスファンド 現況

純資産額計算書

(平成20年10月末日現在)

| | 円 |
|----------------|----------------|
| 資産総額 | 10,749,301,299 |
| 負債総額 | 20,173,949 |
| 純資産総額(-) | 10,729,127,350 |
| 発行済数量 (口) | 13,533,989,724 |
| 1口当たり純資産額(/) | 0.7928 |
| (1万口当たりの純資産額) | (7,928) |

<参考>SG 海外国債 マザーファンド 現況

純資産額計算書

(平成20年10月末日現在)

| | () () () () () () () () () () |
|----------------|---|
| | 円 |
| 資産総額 | 10,729,343,645 |
| 負債総額 | 359,127,728 |
| 純資産総額(-) | 10,370,215,917 |
| 発行済数量 (口) | 9,945,129,399 |
| 1口当たり純資産額(/) | 1.0427 |
| (1万口当たりの純資産額) | (10,427) |

<参考>SG レディース 国内株式 マザーファンド 現況

純資産額計算書

(平成20年10月末日現在)

| | 円 |
|----------------|---------------|
| 資産総額 | 2,619,336,090 |
| 負債総額 | - |
| 純資産総額(-) | 2,619,336,090 |
| 発行済数量 (口) | 2,918,726,819 |
| 1口当たり純資産額(/) | 0.8974 |
| (1万口当たりの純資産額) | (8.974) |

第5 【設定及び解約の実績】

| | 設定数量(口) | 解約数量(口) |
|---------------------------|----------------|---------------|
| 第 1 特定期間 | 11,064,193,517 | 673,083,360 |
| (平成17年 3月18日~平成17年 9月15日) | | |
| 第2特定期間 | 6,338,244,079 | 1,468,525,520 |
| (平成17年 9月16日~平成18年 3月15日) | | |
| 第3特定期間 | 3,012,067,358 | 985,468,395 |
| (平成18年 3月16日~平成18年 9月15日) | | |
| 第 4 特定期間 | 1,883,874,491 | 2,458,086,942 |
| (平成18年 9月16日~平成19年 3月15日) | | |
| 第 5 特定期間 | 582,060,121 | 1,492,895,323 |
| (平成19年 3月16日~平成19年 9月18日) | | |
| 第6特定期間 | 214,455,040 | 1,030,820,365 |
| (平成19年 9月19日~平成20年 3月17日) | | |
| 第7特定期間 | 84,253,251 | 1,166,702,190 |
| (平成20年 3月18日~平成20年 9月16日) | | |

⁽注1) 本邦外における設定および解約の実績はありません。 (注2) 第1特定期間における設定数量(口)は、当初申込期間中の設定数量を含みます。



